

平成27年第1回美幌町議会定例会会議録

平成27年 3月 5日 開会

平成27年 3月23日 閉会

平成27年3月9日 第3号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問 4番 上 杉 晃 央 君
8番 岡 本 美代子 君
10番 吉 住 博 幸 君
2番 大 江 道 男 君

日程第 3 議案第12号～議案第42号

○出席議員

1番 新 鞍 峯 雄 君	2番 大 江 道 男 君
3番 中 嶋 すみ江 君	4番 上 杉 晃 央 君
5番 早 瀬 仁 志 君	8番 岡 本 美代子 君
10番 吉 住 博 幸 君	11番 橋 本 博 之 君
12番 宗 像 密 琇 君	13番 大 原 昇 君
議長 14番 古 舘 繁 夫 君	

○欠席議員

副議長 9番 坂 田 美栄子 君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 土 谷 耕 治 君	教育委員 会長 沖 田 滋 君
農業委員会 会長 鈴 木 幸 往 君	選挙管理委員会 会長 松 本 光 伸 君
監査委員 高 木 清 君	

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長 染 谷 良 君	総務部長 平 井 雄 二 君
民生部長 藤 原 豪 二 君	経済部長 広 島 学 君
建設水道部長 矢 萩 浩 君	病院事務長 大 村 英 則 君
会計管理者 植 木 恒 則 君	事務連絡室長 中 村 敏 文 君
総務主幹 田 村 圭 一 君	電算主幹 河 端 勲 君
まちづくり主幹 露 口 哲 也 君	総合計画主幹 那 須 清 二 君
財務主幹 小 室 保 男 君	契約財産主幹 石 坂 聡 君
税務主幹 田 中 三 智 雄 君	環境生活主幹 大 場 正 規 君
児童支援主幹 武 田 孝 司 君	福祉主幹 谷 川 明 弘 君
健康推進主幹 佐 藤 和 恵 君	農政主幹 渡 辺 靖 行 君
耕地林務主幹 伊 成 博 次 君	商工観光主幹 小 室 秀 隆 君
建設主幹 川 原 武 志 君	建築主幹 中 沢 浩 喜 君
水道主幹 澤 島 雅 俊 君	病院総務主幹 但 馬 憲 司 君
事務連絡室次長 三 上 猛 君	教育長 平 野 浩 司 君

教育部長	高木 恵一 君	学校教育主幹	石澤 憲 君
学校給食主幹	石田 勇一 君	社会教育主幹	荒井 紀光子 君
町民会館建設主幹	斉藤 浩司 君	スポーツ振興主幹	佐藤 修 君
農業委員会 事務局 長	西 俊男 君	選挙管理委員会事務局 監査委員室長	小西 守 君

○議会事務局出席者

事務局 長	高崎 利明 君	次 長	橋本 美典 君
議事係 長	水上 修一 君	議 事 係	寺田 好 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これから平成27年第1回美幌町議会定例会第5日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番吉住博幸さん、11番橋本博之さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読につきましては省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

なお、坂田議員、所要のため欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（古館繁夫君） 日程第2 一般質問を行います。

2日目に引き続き、通告順に発言を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君）〔登壇〕 それで

は、さきに通告しました2項目について順次質問をしてみたいと思います。

1点目は、認知症対策についてであります。

美幌クリニックの閉院後の診療対策として、長年、美幌町の認知症治療、脳ドックの検査、脳血管障害などの脳神経外科として地域医療に大きな役割を果たしてきました美幌クリニックが平成27年3月20日をもって閉院することが決まり、患者だけではなく多くの町民に動揺が広がりました。現在、400名ほどの認知症患者が通院していると耳にしておりますが、患者の皆さんから、これからどうすればよいのか本当に困ったとの声が数多く届いております。

町として、閉院決定後の救急搬送、認知症診療、脳ドック検査等の患者対策をどのように取り組まれているのかをお伺いいたします。

患者には、運転免許のない交通弱者も多く、網走市、北見市への通院となれば経済的負担以外にも精神的・肉体的な負担も重くなります。何とか月2回程度、美幌町で診療ができるよう実現を図るべきと考えますがいかがですか。

2点目であります。介護人材確保対策について。介護従事者就業支援制度の創設についてであります。

厚生労働省は、平成27年度介護報酬改定見直し案で、介護の人手不足解消を目的に介護職員処遇改善加算とあわせて介護報酬全体は引き下げる骨子を示しております。美幌に限らず、介護施設の慢性的な人材不足は社会問題となっております。本来、国が財源確保をして応分の費用負担をすべきではありません。しかし、介護費用の抑制のため介護報酬全体を引き下げ、介護施設の経営に大きな影響を与える内容となっており、本当に介護職員の処遇改善となるのか疑問を感じております。

町では、医療従事者就業支援補助金制度を平成25年度から創設し、医療施設の人材確

保に大きな役割と効果を上げております。介護施設側に確認したところ、金額がわずかでも高い求人募集がある町外の施設に異動してしまうことが結構あるとのことであり、相変わらず若い年代層の離職率が高いようでもあります。

人口減少時代に入り、高齢社会の進行はますます介護を必要とする高齢者の増加は確実であり、施設側も介護人材を確保できなければ、最悪の場合、廃業、撤退までしている地域もあります。町としまして、若手の介護人材確保、若者定住のためにも介護従事者支援制度を創設すべきと考えますがいかがですか。

1 回目の質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 上杉議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、認知症対策について、美幌クリニック閉院後の診療対策についてであります。美幌クリニックは平成8年10月に開院以来、脳神経外科としての診療はもとより、脳ドック検査による疾病の早期発見・早期治療や物忘れ外来の開設による認知症の早期対策や重症化予防、さらには生活習慣病や認知症予防などの健康教育など、美幌町の保健医療の向上に多大な貢献をいただいております。

町では、12月に閉院の説明を受けて以来、美幌クリニック存続の道を探ってまいりましたが、診療継続は困難であり、残念ながら閉院が決定となったところであります。

4月以降の対応につきましては、救急隊員が脳血管疾患の症状を現場で判断し、救急告示公的病院である網走脳神経外科病院及び道東脳神経外科病院へ直接搬送できるシステムについては継続し、脳ドック検査についても網走脳神経外科病院、または桂ヶ丘クリニック、道東脳神経外科病院において、本年度と同程度の受診者数枠を確保し、同料金での実施を予定しております。

また、町内におけるサテライト診療につい

ては、美幌クリニックが所属する社会医療法人明生会に要請しておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、介護人材確保対策について。

介護従事者就業支援制度の創設についてであります。平成27年度の介護報酬改定は、2025年（平成37年）に向けて、医療・介護・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を実現していくため、平成26年度制度改正の趣旨を踏まえ、中重度の要介護者や認知症高齢者へのさらなる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制といった基本的な考え方にに基づき行われました。

介護職員は、兼ねてより給与水準が相対的に低いこと、女性比率が著しく高い職場であり、結婚・出産段階での離職率が高く、本町においても同じような傾向にあります。

介護人材は、2025年（平成37年）には237万人から249万人が必要と推計されており、毎年人材を確保していく必要があります。

介護人材の確保に当たっては、事業者の意識改革や自主的な取り組みを推進することが重要であるとともに、人材の新規参入の促進と定着を図る必要があります。他の業種に比べて離職率が高いことや平均賃金が低いことなどの課題を踏まえて、参入の促進、資質の向上、環境改善・処遇改善といった視点から、事業者とも連携して国、道、町が役割分担しつつ、それぞれが取り組むことが必要であります。

国においては、今回の報酬改定においても、介護人材確保対策の推進として介護職員の安定的な確保を図るとともに、さらなる資質向上への取り組みを推進するため、介護職員処遇改善加算として、現行の一人当たり月額1万5,000円に加え、さらなる資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業を対象とし、月額1万2,000円相当の拡充を行うことと

されました。

道の役割としては、介護人材の需給推計を行い、介護保険事業支援計画に基づき人材確保に向けたさまざまな取り組みの実施。町の役割としましては、事業者の介護人材確保に向けた取り組みの支援として、介護職員を養成する初任者研修講座などの研修支援を引き続き支援していくとともに、生活支援の担い手をふやしていくための取り組みを行ってまいります。

また、事業者の役割としましては、選ばれた事業所となるための魅力ある職場づくり等を含めた介護職員の処遇改善、イメージアップへの取り組みや職員の資質の向上のための研修機会の確保なども必要であります。

介護従事者支援制度の創設につきましては、介護人材の確保の一つの手法と考えますが、医療従事者就業支援補助金制度に加えた拡充については、厳しい財政状況下において他の業種とのバランスをとりながら、制度の実績を踏まえて評価をしながら、あり方などを見極めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、美幌クリニックの閉院後の診療対策についてから再質問していきたいと思っております。

町長から答弁ありましたように、救急隊員の判断で脳血管疾患の患者を直接、網走または北見に搬送できる体制は継続したいということですから、これで町民の皆さんには大きな安心ということが確保されたと思うのですが、1回目に質問しましたように、私のところに、直接通っている患者さんや、患者さんではなくて、その患者さんを抱えている家族の方から非常に閉院後の通院とかということが大変だという、そういう要望が届いているということを1回目でも質問させていただきましたが、閉院決定後に町長もいろいろな努力をされていることは、この間、総務常任委員会等でも説明もありましたので、その努力

は十分承知しておりますけれども、直接町長のほうに患者、あるいはその他の方から、この対応についての要望みたいなことがあるのかどうかについて、もしあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私のほうに声は届いているかということだと思いますけれども、ちょうど今、後援会活動をしておりまして、私もいろいろなところでお話しさせていただく中で、きのうもそういった声がありました。高齢者のお二人で生活している中で、脳の疾患によって体が動かなくなったということで、藤田先生というか、美幌クリニックが閉院することで非常に不安だし困っているというような話を直接聞きましたし、そのほかにも民生部を通じて来ておりますし、私も何件かそういう声を聞いている状況であります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 本当に高齢者の人口の約4.6%ぐらいが美幌町の、今、402人って民生部のほうから認知症の人がいるというふう聞いておりますけれども、やはり先ほどもお話ししたように、これから高齢化が一定程度進む中で、さらにこの新たな患者さんというのは当然ふえてきますので、そういった面では、病院事務長がわかれば教えてほしいのですが、美幌町に、いわゆる認知症外来を標榜して対応できるようなクリニックというのがあるのかどうか、もしその辺がわかれば教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 上杉議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、美幌クリニックが閉院するに当たって、藤田先生と何回か打ち合わせさせていただきました。それで、軽度の認知症については、今、紹介状を書いて町内の診療所、あるいは国保病院で受け入れるような対応になっております。ちなみに、12月の美幌クリニックの紹介件数は12件ありました。1月

に入ってから30件、2月に入ってから45件という状況になっておりますので、これらの患者さんについては軽度の認知症の紹介があったものではないかなと、このように理解しているところであります。

そのほかに、田中医院だとか津別病院でも受け入れるというような話になっておりますので、重度の障害を持った方についてはどうなのかなと。そこが今、懸念されているところであります。標榜している部分はありません。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ただいま閉院に当たって、藤田先生のほうでそれぞれ軽度の患者さんを中心に、町内あるいは津別の病院に振り分けしながら協力を得ているということですから、その部分はある程度町内の中での対応が。ただ、軽度以外の、いわゆる重度の方については、やはり専門のドクターがいるところでない、専門医でない対応できないということですから、この部分を見ると、私も先ほど質問に出したように、脳神経の専門の先生が美幌に最低でも月2回ぐらいお越しただいて、そして患者さんを見ていただく。そういうことを実現するのが、本当に強い町民の要望なのだろうと思いますけれども、これは相手のある話ですから、向こう側も医師不足、そういうことからやむを得ず長年貢献してきたクリニックを閉院せざるを得ないという苦渋の決断の中でそうなったことは十分わかりますけれども、何とかこの分、粘り強く明生会のほうと交渉を重ねていただくしかないのかなと。そして、結果として、よい結果に導かれることを私としては強く望んでおりますが、その点、再度町長のほうから、その決意について、町民に向かって答えていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 美幌クリニックは、ここで開院して19年目を迎えるということで、多分、重度の後遺症を背負わないで済んでいるという方が相当おられるのではないかと

なと思っておりますし、また、藤田先生自身がさまざまな委員会等の、そういった診療以外の活躍も活動もされている方ということで、非常に残念な思いなのですけれども、何とか、今、議員おっしゃったようなことも含めて、軽度の方については先ほど病院の事務長から答弁させていただいたように、町内でできる診療所をお願いするというようなこともありましたけれども、それ以外の方は、やはり直接、患者の皆さんもそうですし、藤田先生自体も心配だということがあると思っておりますので、議員おっしゃったようなことも含めて、何とか不安解消というようなことも含めて、粘り強くといいますか、ただ、もう3月に閉院してしまうということなので、早急にとといいますか、また交渉といいますか、折衝を続けていきたいと思っております。その中で、最低限どこまでできるのかということも含めて協議をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長答弁のように、私はとりあえず軽度の方については町内医師会を中心にしながら協力体制がとれたということですから、そこは本当に安心しておりますけれども、やはり重度の患者さんについては、特に藤田先生、町医者として非常に患者さんから信頼の高い先生でもありましたし、そういった意味では、重傷者の患者さん対策として、3月20日で閉院しても直後にすぐサテライトなんていうことにならないとしても、どこかで再開できる、そういう見通しを粘り強く交渉を重ねていただいて、町民の皆さんの思い、期待に町長として最大限取り組んでいただくということを強く私からも希望して、この質問は終わりたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 町民の皆さんの願いを受けて、それをかなえるのも私の役割だと思っておりますので、結果はどういう結果になるかわかりませんが、そしてこういう場面でまだお話できないこともたくさんあり

ますので、合意を得たらいいお知らせができるような努力を最大限していきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、2点目の介護従事者の就業支援制度の再質問をさせていただきますか。

介護従事者の労働条件の不満について、介護労働実態調査というのがありまして、平成24年度の、私も見てみたわけですが、不満の一番というのは町長、何だと思えますか。今、働いている方の不満で一番高いのはどのようなことだというふうに想像されますか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 多分、労働過重に合わない報酬だと思いますけれども、違いますでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 要領よく回答しています。実は、2つとも入っております、1番は仕事の内容の割に賃金が低いというふうに感じている方が43.3%。2番目は人出が足りない、これが42.4%です。3番目は有給休暇がとりにくいというのが35.6%で、先ほど町長が言っていた、4番目に身体的負担が多いというのが30%で、やはりこの実態調査、厚労省がやっている中でも、労働条件の中でも賃金が低いというのが一番大きな不満になっているということなのですね。

それで、古いデータなのですが、実際に賃金がどの程度低いのかという調査、平成22年度の厚労省の賃金構造基本統計調査というのが公表されておりまして、全産業の平均では323万円なのだそうです。それに対して介護職は、町長、想像でいいのですが、どの程度低いと思えますか。その調査結果からいうと。全体では323万円なのですが、どれくらい想像的に年間で低いというふうに思われておりますか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 100万円以上は多分違うだろうと。214万円という数字もありますけれども、全体で言うとやはり100万円ぐらいは違うのではないのでしょうか。そのように受けとめておりますけれども。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長、きちっとそういう状況も把握してのことですけれども、町長の答弁のとおり、平成22年度のやつが一番新しいのかどうか、私が調べた中ではこれしか得られませんでしたので、211万円ぐらいですから。全産業の平均から比べると112万円低い。これ、実は35%も低いのですね。月額に割り返すと、約10万円弱低いと。これが今の介護職場の実態ということなのですね。

そういう中で、そういうながらも、答弁にもありましたように、これからますます介護人材が足りなくなってくるという中で、新たに介護職を、介護の仕事を選んだという理由の中には、働きがいのある仕事だからが54.9%、今後もニーズが高まる仕事だから38.4%、資格や技能が活かされるから37.2%、人や社会に役立ちたいが34.6%で、人材確保が難しいといいながらも、この介護労働の実態調査によると、介護の仕事で頑張ろうという人も潜在的におられるのだなど、私はそういうふうに読み取っています。

先ほどの答弁によると、不足者がこれから急激にふえていくということではなくて、平成37年度には237万人から249万人必要だということですが、いろいろな専門家の資料を読んでいくと、これからますます高齢化の進行が深まっていくと、現在より100万人以上介護職が不足するのではないかと、いうふうに言われております。それで、答弁の中にあつた、ことしの介護報酬、全体はマイナス2.27%で引き下げられているのですけれども、これによる影響というのは、町長どのように考えられますか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回、介護報酬が

2.7%でしたっけ、2.27%でしたっけ、たしかそんな数字だと思いますけれども、介護報酬が下げられたということで、この一つの要因として内部留保のある法人もたくさんあるのではないかというようなことで下げられたと聞いております。ただ、一生懸命やっているところは一生懸命やって、もうけようと思ってやっているところは余りないと思うのですけれども、結果的にそういう内部留保ができたところだけをとらえて、それを全体がそうだという見方をして下げられるということは、非常に危機的な状況にあるのではないかと私は受けとめております。

それで、最悪の場合、撤退するだとかということになったら、平成12年にこの介護保険制度ができた理念だとか考え方は物すごい正しいと私思っています。社会で手助けが必要な方については手を差し伸べようという制度、考え方、これは間違いでないと思いません。ただ、運用の段階で、内部留保をたくさん持つだとか、そういうことでこういうことになると、非常に社会で皆さんで手助けしようというシステム自体が崩れていくような気がしておりますので、今回の報酬の引き下げについては非常に極めて不満であります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私も、詳しくいろいろ調べはしなかったのですけれども、どうも国が内部留保の調査をしているのは、特定の月の法人関係の収入状況を調査する中で、新聞によると内部留保が他と比べて非常に率的に高いと。それが本当に全国的に、全ての介護関係の法人の経営状況がしっかり分析されて、それで非常に内部留保の金額が多くてということであれば別なのですが、特定の月の抽出したデータを使って、国は意図的に介護費用を抑制するために、私は介護報酬全体では引き下げをしているというふうな見方をしております。これはなかなか難しいのですが、今後、町長のほうにお願いしたいのは、町村会等でそういう実態調査をきめ細かくして、しっかり介護の事業者、あるいはそこで

働いている介護従事者の人たちが、安心して介護に専念できるように、町長がおっしゃるように介護保険制度全体の中でしっかり支えていくと。そういうことのために、正しい実情を調査したりするようなことも、何かの機会があればぜひ全国町村会等でも、国にお願いをしていただきたいと思います。

ところで、今回、全体で引き下げられておりますけれども、別枠では処遇改善ということで先ほどお話しがあったように、上乘せすることが決まっているようで、そこはしっかり、制度ですから処遇改善はされると思えますけれども、私が危惧するのは全体で介護報酬が引き下げられているときに、法人の収入がやはり減ってまいります。そういう中で、必ずや職員の処遇のほうに跳ね返ってくることは、これは必須ではないのかなと。私もたまたま知っている、趣味で一緒にしている女満別の施設に勤めている介護職の方から聞いたら、「そういうのはあってもなかなか現実的には跳ね返ってこないですよ」という話を、美幌がそうだというのではなくて、そういう話も聞きましたので、今回の介護報酬の改定の中で、本当にそういったところからしっかり介護従事者のための処遇改善というのが取り組まれて、少しでも離職だとか、そういったことに結びつかないようにことを期待しております。

そこで、私が今質問しているような趣旨について、介護施設等から、こういう制度の創設をしてほしいという介護従事者の、いわゆる支援金、補助金の制度を設けてほしいというような要望が町長のところに届いているかどうかについて確認させてください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） そういう声は聞いております。それで、先ほど国に対して声を上げていくというようなお話ありましたけれども、やはり一つの町だけで声を上げてもなかなか大きな声として届かないので、もちろん町村会だとか全道町村会だとかそういうものを通じて声を上げていかなければ、この制度

自体が走りながら考えていこうというようなことでスタートした記憶がありますけれども、余りにも悪い方向に行くようなことがあれば、どこかで声を上げて歯どめをかけなければいけないのではないかなというような思いでおります。

それで、今なぜその問題かという、地域包括ケアもそうなのですから、あれもあくまでも居宅サービスにシフトしていこうというようなことなのですから、その中で施設サービス、特に金額的に介護報酬自体多く払わないといけないというようなことがあるので、それを狙い撃ちしたような格好になっていると思うので、これもまたこの北海道の特殊性を考えると、6カ月も冬の中で生活する中で、やはり施設サービスを求めるというのは自然なことだと思います。自然に出てくる声だと思いますので、そこを狙い撃ちするようなことは極めて私にとっても町民の皆さんについても、この地域に住んでおられる方にとっては非常に不安になるのではないかと、そんな受けとめ方もしているところがあります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） これは町長も、この答弁の中にあるように、介護保険制度というのが全体の枠組みででき上がって動いていますから、基本はやはり国、道、市町村、ここできちとした財源負担をしながらということなのですから、やはり根本的な責務というのは国のほうにしっかりと、国として財源確保しながらやっていく。そのことが、また、ある面では消費税とかそういった問題で将来に不安のないようにということで、消費税の税率改定とかそういったことが行われているわけですが、町長と私、同じ認識なのですが、どうもやはり費用を抑えるためにいろいろな施策を講じた介護報酬の改定、これらを3年に一遍、財務省主導というのですか、そんなようなことで行われているという印象が否めないのですけれども、そういった町長いろいろな機会に国、道に要望

していききたいと、それは町村長の立場で私もわかります。限られた財源ということはわかるのですけれども、やはり美幌の中で、そういう施設サービスをきちんと安定的にやるために、そういう人材を今のうちに美幌町が確保する施策を講じる必要は私はあるのではないかと。そういった意味で、その辺の必要性ということについて、もう一度、町長の考え方を答えたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁にちょっと戻るかもしれませんが、やはり給与を含めて待遇が非常に悪い。その割には、労働としては非常に厳しいということなので、私もちょっとデータを見てみたのですけれども、介護職員の初任者研修だとか訪問介護の養成研修を修了している方は全国で380万人おられるそうです。そのうち、職についている方が、訪問看護で42万人、施設介護で111万人ということで、合計で153万人の方が介護の職についている。では、この227万人の方はどうしているのだということだろうと思うのですけれども、多分これは先ほど言った、労働の割には、志の割には評価されていないところだと思いますので、それをどうするかというと、町で報酬に対する支援をするということは極めて難しいと思いますので、国、道がしっかりとこの制度を維持していく、日本の医療保険と同じように介護保険を維持するという気持ちがあれば、社会保障と税と一体改革をして社会保障に充てるというのであれば、その辺しっかりと国も考えてもらわなければだめだということで、国に声を上げていききたいという思いであります。

私も、国に声を上げるということ、いろいろな場面で言っていますけれども、それで実現したことも何点かありますので、引き続きそういった思いを中央に届くように地域の皆さんと、あるいは同じような地域の同じような悩みを抱えている首長とも連携して声を上げていききたいと、そのように思っております。

す。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。
○4番（上杉晃央君） 今、美幌町が行っている医療従事者の就業支援補助金制度というのは、これもやはりそういう医療現場の人材確保を町の立場からしっかり下支えしながら、安定した医療環境を確保できるようにということで、平成25年度に町長が英断されて導入されたのだと思います。それと同じように、私は、そういう取り組みというのは、町村長の判断でそうやって取り組まれたことを高く評価しております。同じように介護職についてもそういう実情があると思います。この近くで言えば、隣の大空町や津別町も、介護職といっても介護職全部に対して実際には支援しておりません。限られた介護職の中の資格の保有者に対して支援するということから、私はそういった意味で就業の補助金とか、あるいは住宅の補助金とか、そういったことを通じて、少しでもここに、美幌にしっかり根づいていただいて、介護の仕事に誇りを持って頑張ってもらおう。そういう人材を失わないようにすることと、あるいはそういう制度をつくることによって、新たに人材確保するという、そういう点が非常に重要性が高いのではないかというふうに思います。町長にとって医療従事者にはできて介護従事者にはなかなかできないというのは、財政問題以外に何かネックというのはあるのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） まず、25年に医療職の支援といいますか、スタートさせました。それで、ことしで1年過ぎたということで、結構好評だということで、まず、一つには、これの定着をしっかりと図って、命に関する職の部分についてはしっかりと人が確保されるという道を探りたいと、確保したいという思いでこの制度をつくりました。

それで、先ほども言いましたように、あと介護と歯の問題、口腔のほうの美幌歯科医師団のほうからも実は陳情を受けて、歯科医師

のほうもそういった面で従事者の不足があるというようなことで、これ全部一遍に押し上げていくということになると、相当な力業が必要だと思いますので、まずは医療職の定着を図って、さあ、その後どうするかというようなことは、検討する時期も間もなくやって来るのではないかと考えております。

それで、話は戻りますけれども、やはりこの制度自体の国の責任というものは、しっかり処遇、待遇の面についても、もうちょっとリーダーシップを持ってやってもらいたいなという思いでおりますので、そういう状況も見ながら、この町でどうできるかについては、今後の検討課題になってくるのだろうと、そのように捉えております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 本当に基本は、国がしっかりとやってくればいいのではありませんけれども、なかなかそのことが進まないために、やはり各市町村の中でいろいろな厳しい財政状況下の中に、それぞれ知恵を出し合って、いろいろな施策を講じて人材確保していくということで取り組んでおられますし、その第一弾として医療従事者に対して美幌町が平成25年度から取り組まれて、ある程度、定着を図りながら効果が少しずつ出てきているということは、これは本当にすばらしいことだと思いますので、今、検討を間もなくする時期が来るという、その間もなくというのはいつなのかわかりませんが、私は極めて優先度の高い要望だというふうに考えていますので、例えば、その間もなくの時期なのですが、改選期も控えておりますけれども、平成27年度中にじっくり検討して一定の方向性を出すというような決意を、町長の英断を求めたいと思います。その辺については、時期的なめどを、検討の時期、結論を出す時期を27年度中にとということについてはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 具体的にいつまでと言われると非常に辛いものがありますので、

検討自体は既に一部している部分もありますので、その中で、今の時点ではなかなか難しいという判断をしておりますので、引き続き検討していきたいと思っております。

それで、先ほど来、国の話ばかりしておりますけれども、私は1回目の答弁のときに、道の役割としては需給の推計だとか人材確保に向けたさまざまな取り組みだと言っていますけれども、ほかの事業も含めて道はなかなか金を出してくれないというような思いがありますので、国もさることながら道にもしっかり声を、物を申ししていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 北海道庁自体は本当に崖っぷちの財政状況で、いつ転落するかわからないことをずっと言われ続けているところですから、そういった面では厳しさはあるのでしょうかけれども、やはり町長がおっしゃるように、道の役割というのは重要だと思いますので、私たちも機会を捉えているいろいろな委員会活動なんかで必要があれば、そういう道あたりともお話ししてみたいと思います。

いずれにしても、繰り返しになりますけれども、介護従事者の安定的な確保ということも、美幌町に今ある介護施設、あるいは訪問系の居宅系を含めてかなりの人材がいて、それを必要とする人をしっかり支えてくれるのが現実ですから、そういった意味ではその人たちがこれから美幌に本当にきちっと定住していただいて、やはりしっかりサポートしていただけるように、なかなか時期を明示するのは難しいということですから、これ以上求めませんけれども、ぜひ私としては優先度の高い制度創設であるということで、できるだけ早い時期に町長のほうから検討結果で英断してくれることを期待して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） まず、医療職の従事者のほうを先行させたということでもありますけれども、これは命にかかわるといような

ことでありますし、介護のほうで言うと生きる尊厳にかかわる問題だと思いますので、まずは命にかかわるもの、これを優先させていただいたということでもあります。その次は、やはり生きることの尊厳にかかわる問題が重要だと認識はしておりますので、時期は明示できませんけれども、しっかりとした検討をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、4番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告しております2点3項目について質問をさせていただきます。

まず1点目、子育て支援についてです。

子育て支援の中で、1点目といたしまして、育児疲れや悩みを支える仕組みはどうなっているか。2点目、赤ちゃん先生プロジェクトの取り組みについてです。

まず1点目の育児疲れのほうから質問していきます。

神奈川県厚木市で、2月16日、母親が幼い姉妹2人を殺害する事件が起き、逮捕された母親は育児に不安があったと供述しており、9日にも千葉県柏市で母親が姉妹を殺害する事件があったばかりであります。警視庁によると、統計を取り始めた2007年以降、子育ての悩みが動機の殺人事件（殺人未遂を含む）は毎年20から30件で推移しており、2014年は17件だった。2014年に逮捕、書類送検された容疑者は被害者の実の親だったが、子育てに悩んで配偶者や内

縁のパートナーを殺害するケースもあった同じ動機の傷害事件（傷害致死を含む）は2007年の18件から増加傾向にあり、2014年は43件であった。

育児疲れをどう支えるか、悩んでいる母親の発見やその後の対応策など町内の実態をお聞かせください。

2点目の赤ちゃん先生プロジェクトの取り組みについてです。

3歳児未満の乳幼児と母親が学校や高齢者施設を訪れる赤ちゃん先生プロジェクトを、神戸市のNPO法人ママの働き方応援隊が実施している。育児中の母親の力にもなると2012年から本格的に始め、母親は有料の養成講座を受け登録し、派遣されたときは1回2,000円のお礼を受けている。赤ちゃんの持つ力で、高齢者で口数の少ない表情のない方が、赤ちゃんが来るとまるで別人になる。なぜかは解明されていませんが、充実したひとときを過ごせるだけで意義深い取り組みとなっています。また、学校の授業で赤ちゃんと交流する取り組みが広がっています。

赤ちゃん登校日に10年かかわる鳥取大学医学部医学教育学の准教授も、少子化や核家族化の影響で今の子どもは他者とかわるのが苦手でも、赤ちゃんには批判されることなく心を開きやすい、子育てで孤立しがちな親も社会との接点生まれ、赤ちゃんの力をかりて生きることに向きになれるといいます。

町内でも、保育園児が高齢者施設を訪れ、お遊戯を披露するなど長年取り組まれています。赤ちゃん先生についての取り組みは考えられないでしょうか、お考えをお聞かせください。

2項目めの教育行政についてです。

ノーゲームデー推進の取り組みについて。

ノーゲームデー推進の取り組みについて、北海道教育委員会などでつくる北海道子どもの生活習慣づくり実行委員会が札幌市内で開いたシンポジウムで、ノーゲームデー推進を

打ち出し、毎月第1、第3日曜日はゲームやインターネットなど電子メディアとの過度な接触を見直し、家族とのコミュニケーションをふやし、生活習慣の見直しを目指す取り組みが行われています。

北海道教育委員会が26年度に中高生を対象に行ったインターネット利用の実態調査で、授業以外ではほぼ毎日インターネットを利用していると答えた高校生は74.5%、中学生は56%、1日の平均利用時間は高校生が3時間11分、中学生が2時間12分、インターネット利用のため犠牲にしている時間、これは複数回答ですけれども、勉強が高校生41.4%、中学生34.9%、睡眠が高校生40.2%、中学生25.5%、また高校生の28.7%、中学生の16.6%がインターネット依存症を自覚していると答えており、北海道教育委員会や札幌市教育委員会、北海道PTA連合会が実行委員会をつくり対応策を検討していた中でのノーゲームデー推進であり、本町においても小中高生で取り組むことは考えられないでしょうか、お考えをお聞かせください。

まず、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えを申し上げます。

教育行政については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、子育て支援について、育児疲れや悩みを支える仕組みはどうなっているかについてであります。近年、我が国においては急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われております。また、核家族化の進行や就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっております。

本町では、育児不安や悩みなどを相談する

機関として、役場の保健師や児童支援担当の窓口、子育て支援センターや各保育園・保育所、子ども発達支援センターで実施しております。子育て支援センターでは、育児不安や悩みを持つ親などを対象に、電話や面接により話を聞いて問題解決へのアドバイスをしております。また、育児疲れから来るストレス解消には、ミニスポーツやママの手づくりクッキングを行ったり、親子と一緒に遊ぶことによって触れ合いを深めるとともに、出会いの場、お友達づくりの場としてセンター開放やお母さん方による育児の情報交換をしたり、自由におしゃべりができる場として自由開放や休日開放など多くの行事を通じ、子育て支援を広く実施しているところでありま

す。また、出生した全ての子どもに新生児訪問しているほか、必要に応じ妊婦や乳児に対し保健師が家庭訪問を行い、母子の健康保持と育児不安の軽減を図っております。さらに、4カ月児、10カ月児の集団健診を実施し、異常の早期発見と離乳食指導、育児指導を行う乳児健康診査や身体的・精神的に発達の著しい子に対し、1歳6カ月児健康診査を行っております。加えて、幼児期における疾病、視聴覚の異常、精神・運動発達のおくれのある子などを早期に発見し、適切な指導を行う3歳児診査、健やかな子どもを育てるために子育ての悩みや相談に応じる乳児相談や幼児相談を実施しております。

次に、町立保育園では、園児の保護者に対し年2回クラス懇談会を実施し、保護者同士の交流の場として、子育ての悩みなどを話し合う機会と捉えており、参加できない、またはクラス懇談会で発言のできない保護者には、後日、担任と個人懇談会を開催し、相談内容に合わせたアドバイスや対応を行っております。

お尋ねの育児疲れをどう支えるか、悩んでいる母親の発見やその後の対策などですが、本町の子育て支援センターを初めとする多くの関係機関がその相談窓口となり、ま

た、保健師の各種訪問や健康診査、乳幼児相談を実施することで、悩んでいる母親の早期発見を行い、問題解決するまで継続して民間保育施設を含めた関係機関と連携を図り対応しております。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力であります。安心して子どもを生み育てること。また、一人一人の子どもが健やかに育つことができる環境をつくることは重要なことでもあります。これからも子育てに関するあらゆる機会や民生委員を初めとする地域の方々などと連携を図りながら、社会全体で子育てを支援してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

続いて、赤ちゃん先生プロジェクトの取り組みについてですが、この赤ちゃん先生プロジェクトは、育児中であっても仕事として母親が赤ちゃんと一緒に社会参加できる仕組みをとるという思いから生まれた出張授業プログラムで、学校や高齢者施設にゼロ歳から3歳ぐらいまでの赤ちゃんである赤ちゃん先生と母親であるママ講師がペアになり、命の授業を行うものであり、平成19年度に設立されたNPO法人ママの働き方応援隊が実施しているとお聞きしております。

このプロジェクトのメリットは、育児中でも仕事をしたい母親にとって、赤ちゃんと一緒にいることがそのまま仕事になるということと、小中学校の授業では命の偉大さを伝え、赤ちゃんの振るまいや反応から赤ちゃんの思っていることを想像して、想像力や共感力を養い、その結果、いじめにつながるような人をからかう空気がなくなったと言われるようです。また、高校・大学の授業では、乳幼児にほとんど触れたことがないまま親になる今の若い世代を反映し、親になる準備として、子育ての実態を体感し、働き方や生き方までを赤ちゃん先生と一緒に考えます。高齢者施設では単調になりがちな施設暮らしの中で、赤ちゃん先生はお年寄りにも癒やし効果は絶大で、ふだんは無表情の方も笑顔にな

り、施設利用者の方に自分の子育ての知恵や生活の工夫をママ講師に伝授してもらい授業もあり、誰かの役に立つことで生きがいと呼び覚ます効果もあるとのことでした。

また、この授業は、月1回、9カ月にわたり継続的に行われ、授業開催に当たっては1回3万円の受講料を学校や施設側が負担し、毎回、ママ講師に2,000円、授業をサポートするトレーナーに3,000円支払われます。

現在、町立保育園では、園児が高齢者大学との交流や高齢者施設の慰問を行い、簡単な触れ合いゲームや、あやとり、こま、絵本の読み聞かせなどの昔遊びや歌、お遊戯、手遊びなどを実施しているところであり、園児は高齢者と異世代交流することでお遊戯などを披露する機会として意欲的に取り組み、また、外出がなかなかできない高齢者にとっても、ふだん見ることができない子どもたちのお遊戯などを鑑賞することができ、大変喜ばれているところであります。

お尋ねの赤ちゃん先生についての取り組みは考えられないかということですが、授業プログラムの内容やママ講師及びトレーナーの発掘や養成講座など経費を含め詳細に検討する部分が多くあり、現在のところ、行政としてこのプロジェクトに取り組む予定はありませんが、このプロジェクトに取り組むNPO法人の進出を期待するとともに、現在、町が実施している取り組みを推進してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

ノーゲームデー推進の取り組みについてですが、本町における平成26年度に実施された全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙（小6・中3）の結果では、平日にテレビゲームを3時間以上している割合は、小6・

中3ともに全国平均を若干上回っており、また、平日に携帯電話やスマートフォンで2時間以上通話やメール、インターネットをしている割合は、小6では全国平均を下回っているものの、中3では全国平均を上回っている状況になります。今や、テレビやパソコン、携帯・スマホなどの電子機器の普及によって、これからは私たちの生活の中でなくてはならない便利で身近なものになっている一方、不適切な使い方や長時間の接触等によってネット依存や生活習慣の乱れなどから心身の健康を壊したりすることが新たな問題として指摘されています。

この問題の解決には、家庭において家族団らんや親子のコミュニケーションの機会をふやす取り組みや地域が一体となった取り組みが必要との考えから、北海道子どもの生活習慣づくり実行委員会が、どさんこアウトメディアプロジェクトの一つとして、ノーゲームデーを設定、推進しているものであります。

教育委員会といたしましては、特定の日をノーゲームデーとして設けるのではなく、家庭における使用のルールづくりなどが重要との考えのもと、これまでも町広報紙を通じて家庭や地域に子どもたちの学びの習慣化や規則正しい生活習慣の確立に向けた呼びかけなどの取り組みを行っておりますが、引き続き地域と連携した取り組みになるよう努めてまいります。

また、各学校においては、家庭における望ましい学習習慣の定着と生活習慣の確立のために、家庭学習の手引きや生活リズムチェックシートの活用を働きかける取り組みを行っております。

今後とも、子どもたちが心豊かにたくましく成長していけるよう、学校、家庭、地域、関係団体等が一体となった取り組みを進めることが重要と考えております。

以上、御答弁させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さ

ん。

○8番（岡本美代子君） それでは、育児疲れの悩みを支える取り組みのところから2回目の質問をしていきたいと思えます。

答弁にありますように、家庭や地域での子育て力が低下しているとありましたけれども、2月の初めに配付されました広報紙で、おじいちゃん、おばあちゃんの孫育て特集がありました。子育ては、おじいちゃん、おばあちゃん、姉や妹の手助けは労力的にも精神的も大変大きな支えになります。子育てで事件を起こす親にも、私は2通りあるかなと思っています。というのは、子育てに無関心で放任して事件を起こす。それと、また、今回のように熱心に育児をしていて疲れてしまう親もいます。仕事をしながらの子育ては体力的には大変ですけれども、気分を変えることができるとも言われています。専業主婦として24時間子育てに向き合うのは大変しんどいことではないかなというふうに思っていますし、昔と違い大変情報が多い中で子育てしていくということは、親が知識があるだけに、例えば、ピロリ菌とかO-157とか新しい情報がどんどん入ってきているので、私たちが子育てした時代から見ると、やっぱり難しくなっているのではないかなというふうに思っています。

孫を育ててくれる祖父母がいるように、支える手が多ければよいのですけれども、そうでない家庭環境の人もいるというふうに思っています。

答弁にありましたように、昔と違いました、子育てのために多くの施策があります。いつときから見ると本当にいろいろな手助けがあったり情報があります。確かに手助けはありますけれども、一番大切なのは悩める親がSOSを発信してくれるということなのです。そこが一番重要ではないかなというふうに考えています。みずからSOSの声を上げてもらわなければ支援の手が届かないのではないかなというふうに思っています。

今、町では、昨年129人の子どもが生ま

れたというふうに報告され、新生児訪問をしているとのことですが、この時期に細やかなアンケート調査などをして、その子どもが育っていく環境を早期に調査しているのかなというふうに考えています。これはどうなのかなというふうに思っています。例えば、お父さん、お母さん、孫育てをしてくれる環境にはないとか、それから夫が仕事で出張がちであるとか、そういう子どもを取り巻く、例えば子どもが年子であるとか、まだ手のかかる子どもが上にいるとか、生まれた1人の子どもに対する情報を早くつかむ方法がなされているのか。そこをちょっとお聞きしたいなと思えます。

子育て支援センターの相談は、1月から12月で157件。この子育て支援センターも、大変子どもを育てるということに対しては大きな役割を担っていると思われましても、子育て支援センターでは157件といえますけれども、保健師が多くキャッチしている情報、近年悩みが多くなっているのか。子どもはちょっと減ってきていますけれども、そういう難しいなと感じているのか。美幌ではそういうことは余り心配することはないよというのか。その辺のことをちょっとお聞きしたいなと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 当然、保健師は把握しておりまして、ただ、非常に難しい問題でもございますので、個人の秘密を守りながら慎重に時間をかけながら保健師が対応しております。当然、微妙な問題がございますので、公表できることはちょっとないのですけれども、十分対応しているというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 個人情報まで出してくれとか、そういうことは考えていませんけれども、そういう難しい状況もあるのだなというふうに受け取りました。

先ほどもう一つ、生まれたときの新生児に

対して全戸訪問をしているということなのですけれども、これも自分が子育てで子どもを生んだときに、1カ月以内ですか、たしか来ていただいたと思うのですけれども、それで私はやっぱり子どもを好きなきに産んで好きなように育てるといふか、やっぱり子どもは社会の一員として認められて、こういうふうに子育てに対してもそういう社会の目があるのだなという自分で経験したことがあります。この新生児訪問をしているとき、先ほどの質問、たくさんいろいろしてしまいましたけれども、アンケートとか生まれた状態でこの子の環境というのですか、おじいちゃん、おばあちゃんがないとか、支える手が余りなさそうだとか、上にはすぐ子どもがいるとかという情報は、すぐキャッチできるような状態になっているかどうか、そこのところをお聞かせください。

○議長（古舘繁夫君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（佐藤和恵君） 今、新生児訪問のお話をいただきました。全て訪問できております。この中で、お母さん方とお話をしながら、支援の必要なお母さんについてはそのまま継続して、また訪問するとかというようなことで対応してございます。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 細やかな支援の体制が早い段階からとられているということで、大変安心いたしました。

この間もちょっと新聞に出ていたのですけれども、自分は孫がいませんけれども、今、自分たちが育ててきたときとはちょっと育て方が違う。頼まれれば手助けはするけれども、余り子育てに対する口出しはしないようにしているという話を、私は結構自分と同年代のおばあちゃん世代から聞くわけですね。ですから、そこで大切なのは、やっぱり今の子育てをよく知っている保健師なんかの出番が多くなってくるのだらうなというふうに感じています。

この辺で、保健師や子育て支援の相談員と

か、私はやっぱり個人的につながる、生まれた子の早い時期にその子の環境、また親の環境を察知して、そして早い時期から見守る。しかも、毎回相談員がかわるのではなくて、継続性があったり、顔の見える相談員ということをお求めていきたいなというふうに思っています。この辺のところは、もし答えられることがありましたらお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） いろいろと親は自分の子どもに対して、我々がチェックしている部分があっても現実を認めたくないという、そういう状況もございます。ですから、とにかく親切な対応をしまして、時間はかかりますけれども私どものほうに、秘密を守りますので、御相談いただければ時間をかけてアドバイスをしていきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） これは最後になりますけれども、ひとり親家庭、これは大変ふえていますけれども、その中の一割が子育てパパというふうに言われています。これは先ほどのいろいろな支援のところに行きづらい、もちろん仕事をしている人が多いので行きづらいつか、子育てのシングルママよりも大変だと言われておりますので、この辺なんかの対応もきめ細やかな対応を望んで、この質問は終わりたいと思います。

次に、赤ちゃん先生プロジェクトのほうに入っていきたいと思っております。

2月25日の新聞報道なのですけれども、旭川藤女子校で市内の、これは産婦人科が中心にやっているのですけれども、赤ちゃん先生に取り組んでいるという報道がありました。子どもと二人きりの生活を送るママは、社会で認められる場がなく、孤独で不安、かわいい赤ちゃんを育てているのは私だとママが自信を持つようになる。その藤女子へ行ったときの様子が出ていましたけれども、赤ちゃんがママと行進して入ってくると、悲鳴

に似たような歓声が上がるというふうな報道がありました。

赤ちゃんを育てることにみんなが協力する。それは赤ちゃんを抱いてみて、子どもはやっぱり重いね、こういう重い子どもを連れて歩いているのだったら、いろいろ協力できることがあるのではないかな。それから、ベビーカーを押していると、何かもっと手伝えることが私たちにもできるのではないかなというように、子どもとか周りの人にもそういう社会性が出てくる、それが大きな効果だというふうに言われています。それと、ママも子育てが楽しい、このかわいい子を自分が育てているという自信になるということなのです。

答弁では、最終的には、このプロジェクトを取り組むNPO法人の進出を期待することなのですけれども、金額的にも講師とかいろいろありますので、私はこの赤ちゃんプロジェクトがこのままの形で美幌でできるというふうには余り考えていません。ただ、この方式を取り入れたようなことが、美幌方式として取り入れられないかなというふうに思っています。

先ほども言いましたように、今、美幌ではことし129人の赤ちゃんが生まれたといいますけれども、昔は150人、180人という、もっとたくさんの時代がありました。少ない赤ちゃんをこういうことに取り組むことによって、もっと子育てのソフト面で支えることができるのではないかなというふうに思います。これを、このままの方式ではなく、先ほども言いましたように小児科の先生や何かの協力を得ながら、美幌方式で取り組むことはできないかなというふうに思っています。この辺のところは町長のお考えになるのかなと思いますけれども、お聞かせ願えませんか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 美幌方式、具体的にちょっとわかりませんが、どうでしょうか。これはお金を受け取ってやるという

ことですよね。果たしてそれが、この地域に合うのかどうか、ちょっとどうなのでしょうかなと思うときもあります。やるとしたら美幌方式というようなことだろうと思いますけれども、ちょっとそこまでまだ考えに至っておりません。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 今言っただけのことではないですけども、お金を受け取る、講習を9カ月とか、いろいろ難しい面はあります。ただ、もっと美幌の人材とか、小児科の先生とか、そういういろいろな方を巻き込めば、私は余り無理な、お金がたくさんかかることでもないかなというふうに思っています。

例えば、そのお金が介在するというところに、ちょっと違和感を覚えるかもしれませんが、例えば、こういうことに参加するお母さんというのは、きっと仕事を持っていないお母さんだと思いますけれども、やっぱり赤ちゃんと一緒にやってじゃんじゃん働くということではないのですけれども、例えば月に1回でも赤ちゃんが出て行って、こっちは2,000円と書いていますけれども、商品券でも何かもらうことが認められるということなのだというふうに私は思っています。だから、これをすぐやれるかといったら、いろいろな難しい面もあるかもしれませんが、子どもが余り生まれにくい、人口減少だということで、赤ちゃんが生まれた、それをみんなで喜んだり支えていく、そういうソフト面のことが私は非常に大切だというふうに思っています。

以前、赤ちゃんの駅の提案をさせていただきましたけれども、やっぱり赤ちゃんとお母さんが一緒に出かけるということは非常に大変なことなのです。自分も、昔の経験なので、すけれども、汽車に乗って札幌の病院へ父親の御見舞いに行ったときに、びっちりだったものですから、おむつも取りかえられないので、ちょうどつなぎ目のところへ行って、新

聞を敷いてそこで取りかえようかなとしていたのです。そのときに、ちょっと年配の方の男性が、「お母さん、もういいからこっちに来て座席で取りかえなさい」と言っていたのです。私も、ちょっと恐縮しながらこちらのほうへ行って取りかえたのですが、そのときの感覚というのですか、大変ありがたかったというふうに覚えています。

美幌では、新年度予算ではじめての木づかい事業ですとか、それから駅の2階に木の遊び場をつくるとか、まちづくりアンケートなんかを見ていると、やっぱり子どもを連れて一緒に出かける場所がないという声なんかがありましたので、そういうことを考えますと、子育ての中で行く場所ができて、子どもと一緒に遊べるということでは、本当に子育てをしている親たちにとってはよかったかなというふうに考えています。赤ちゃん先生プロジェクト、これをそのままそっくりではなくても、ぜひ美幌バージョンというのですか、美幌ではもっと赤ちゃんにこういうふうに優しくするよということを考えていただければなというふうに思っています。町長、何かありましたら。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁させていただきましたけれども、保健師は地域に密着した形でいろいろな取り組みをしておりますし、また、子育て支援センターを初め、保育所、保育園であるとか、そんな中で子育て、そして赤ちゃんのことも取り組みとしてやっておりますので、まずはこれをしっかりと定着させる、充実させるというようなことをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それで、コミセンでやっている子育ての事業も、新年度まだ予算入っていませんけれども、1人増員するというようなことで、お母さん方の要望にもこたえる形で取り組みをしているので、いろいろな取り組みがあると思いますけれども、今やっているやつが不十分だとは思いませんので、それらの充実をしつ

かりと取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、教育行政のほうに入ってまいります。

昔、私たちが子どもを育てている時代は、子どものテレビの見過ぎということにどう対応するか、ゲームも出ていましたけれども、そういうほうが多かったかなと思います。今、若者とか子どもはテレビも余り見ない、確かにそうなのですね。情報とかニュースはネットやスマホからというふうに言われています。

私も仕事をしながら子育てしましたので、例えば、前にもここで言わせていただいたと思うのですが、仕事を持つ親にとっては、例えば子どもが外に魚釣りに行くよとか、公園に1人で遊びに行くよというふうに言われたほうが、本当に仕事を安心してできないのです。落ちつかないのです。例えば、親がいなくて子どもが留守番しているときに、家でゲームをしてくれたほうが、外でうろろされるよりは本当に安心だと自分も経験をしています。

答弁では、特定の日をノーゲームデーとして設けるのではなくて、家庭における使用のルールづくりが大変重要だというふうなお答えだったと思うのですが、私がお母さん方と話す機会があったときは、やはり学校といいますか、ルールを決めてくれたほうが助かるというふうな話も聞きましたけれども、こういうことは教育長どういうふうに受けとめていらっしゃるでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 答弁の中で、特定の日をノーゲームデーとしてという部分のお話しをさせていただければ、ノーゲームデーを否定するわけではないのです。今回のこの答弁に書いてございます、北海道子どもの生活習慣づくり実行委員会というのが約20団体入っております、その中に北海道町村教

育委員会連合会、ということは子どもも入っています。それから、全道の小学校長会、それから中学校長会、PTA連合会も入っているので、当然、推進していくことではあるのですね。ただ、この中で気をつけなければいけないのは、ここにも書いてございますけれども、どさんこアウトメディアプロジェクトという部分でいけば、ここで目指しているのはネット利用を含めた望ましい生活習慣の定着ということなのです。そこで、例えばノーゲームデーみたいなものを前面に発してしまいますと、中には、なぜネット利用に関する改善がゲーム禁止なのと、極端にとられる方がおられるので、あえてこういう日というよりも、例えば、私はそれはそれで推進せざるを得ない分はあるのだけれども、例えば親子で触れ合う日とか、それから家庭団らんの日、それがいいかどうか、そういうような形の中できちんとやっていくべきではないかなというのが真意でございます。その中でいけば、やはりきちんとまだまだ親子でのルールづくりとか、そういうものに対する働きかけが、私自身としては弱いというような思いを持っていることもありまして、このような答弁をさせていただいたということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 先日の答弁で、平成23年のアンケート調査で、3歳児でも21.8%の子どもがゲームをするということで、私もこれに驚いていますけれども、その3歳児の親もゲームをやってきた時代の親になったのだなというふうに感じています。

教育長、もちろんこのノーゲームデーだけではなくて、生活習慣をどうするかということで取り組んでいくということで、私もそっちのほうが大切。例えば、月2回しない日があってもということは思っています。ただ、これだけ子どもの生活の中に、ゲームとかネットが入ってきているときに、毎日少しずつ減らしていった改善するというのとは一番理

想的な形かなとは思いますが、その辺のところはどっちが先かということはありません。毎日少しずつ改善してよくなっていったというほうが効果は大きいのでしょうかけれども、突然といいますか、例えばその先駆けとして、いついつはしないよとかという日をつくるというほうが、私は入りやすいかなというふうに思ったものですから、こういうふうに質問させていただきました。もちろん、ゲームをしないで家族の時間を大切にする、そして子どもの睡眠時間、勉強時間を確保するということが一番理想的ではあると考えています。

例えば、ゲームとかネットに対して、教育委員会でもいろいろなことを発信しています。それは私も目にしているところなのです。教育執行方針なんかでも、去年よりずっときめ細やかになっているというふうに自分は読んで受けとめておりますし、これは今後期待することなのですけれども、先ほどのゲーム、ネット利用のために犠牲にしている時間で、睡眠が高校生40.2%、中学生25.5%とのことなのですけれども、例えば、先ほどの生活習慣ということで考えれば、眠育という取り組みもされています。これは福井県御浜町なのですけれども、眠育に取り組んで不登校が8人をゼロにすることができたという報道もありました。私は、ちょっとこれは走り書きしたのですけれども、不登校によって時間があるからゲームやネットをして不眠になるのか、それとも、それはどっちが先かわかりませんが、ゲームやネット、それと睡眠をとるという生活習慣もすごく大きなかわりがあるということなのです。ぜひ今後、ノーゲームデーだけではなく、そういうふうに今後どういうふうに進めていくというか、教育長の案といいますか、具体的な取り組みを考えているということがありましたら、最後にお聞きしてやめたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 子どもたちがゲー

ムをするという部分において、ネットを使ってというふうになれば、もうその段階で、例えばコミュニケーションツールの一つというか、そういう実態でもあるのですね。ですから、当然、スマートフォンなんかでも、ソーシャルメディアというか、そういうのを使った中でもコミュニケーションをとっているというのは現実の中で、ぜひ新年度は関係する機関、当然、学校もPTAも今まではどちらかという町広報なんかにこういうふうに、みんなで使う時間を少なくしましょうという話なのですけれども、一つの、今、道教委が中心にやっているようなキャンペーン的なものを一斉に示すというか、27年度はこんなことをみんなでやりませんかといった中で、家庭に呼びかけるようなものを何かつくっていければいいかなと思っている。その中で、執行方針にも書いていますけれども、早寝早起き朝ごはんというようなことをベースの中に、例えば、さいたま市なんかは、まだ昔、平成19年ぐらいからノーテレビデーとかノーゲームデーなんかを言っていて、いまだにそのことをきちんと、何でそこに至ったかということを中心にPRしながらやっている。その辺の経過もきちんと保護者の方々に伝えながら、みんなで取り組むようなものを作っていければいいかなというか、そういうような形で一歩でも前に進めればというふうには思っております。

○8番（岡本美代子君） 質問を終わります。

○議長（古館繁夫君） 以上で、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を1時15分といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕 一般質問をさせていただきます。

昨年の12月から続く大雪に、担当職員の昼夜を問わず対応に敬意を表するところではありますが、専決処分をしておきながら実働における発注、指示おくれは否めないところであります。町内一円に降る雪であります。迅速なる除排雪ができないのかと多くの町民が感じている中、毎年繰り返す除排雪作業でありますので、釈迦に説法であります。いささか意見具申をさせていただきたく、一つ目、多数の人が利用、活用する公共施設（避難所・学校を含め）周辺の町道の除排雪と出入口確保をしっかりとすべきでは。二つ目、直営班の排雪作業方法を根本的に見直しては。

道路管理の小さい三つ目であります。

3月になり雪解け時期です。特に町なかの町道に雪解け水が長い距離流れていて、車が走行するたびに泥水を引っかけ合いの状況です。自宅・会社等敷地に面している排水口（グレーチング上面）に関して、3点目、雪解け水を速やかに排水するために、排水口の氷割りを住民に協力を求める、仮称「氷割条例」を制定してはとお尋ねするところであります。

大きい二つ目であります。国保病院の事務組織体制について。

病床を抱える国保病院の課題の一つであった医師確保は、充足されることとなり喜ばしい限りであり、多くの町民も等しく安堵したところ。議員側も関心を持ち、いかにして国保病院を支えていくべきか熱心に議論を今後においても避けて通れない状況下において、次なる懸念は、近い過去に道内の他の町の事件であります。その出来事を踏まえた上で、人事権者である町長に、一つ目、現病院事務長の定年退職がことしの3月31日と明らかである中、病院の事務組織体制をどのように考えているのか。また、今後どのように考えていくのかお示しいただきたいと存じま

す。

二つ目、院務を掌理し、所属職員を指揮監督する立場の病院院長は、事務組織体制をどうあるべきと考えているのかを町長は承知しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 吉住議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

初めに、道路管理について、1 点目の御質問の多数の人が利用、活用する公共施設（避難所・学校を含む）周辺の町道の除排雪と出入り口確保をしっかりすべきではについてであります。この冬の降雪は新聞等でも報じられておりますように、いわゆる爆弾低気圧が過去 15 年間で最多となる接近回数であり、本町においてもたび重なる暴風雪の被害に見舞われ、一斉除雪も 2 月 28 日までで 9 回実施しています。この中で、町は緊急対応や公共施設、医療施設、教育施設周辺を優先して除排雪を実施しているほか、年末年始の人や交通量の増加、成人式などの行事で多くの往來が見込まれる路線も積雪状況を勘案しながら実施しているところであります。

また、この冬は暴風雪により国道や道道が通行どめとなり、避難所を開設し避難される方々への対応もふえており、この経験を踏まえて救急搬送路線や避難所までの誘導路線の確保が重要であると認識しております。

大雪によって生活や産業活動に御迷惑をおかけしていますが、今後も各機関、庁内各部署と連携を密にして、より安全で円滑な通行を確保してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

2 点目の御質問の直営班の排雪作業方法を根本的に見直してはについてであります。本町の排雪作業は町民の生活上支障が生じた場合と判断した場合、普通車両の通行に支障を来し、事故等の発生が予想されると判断した場合を基準として実施しています。これまでの排雪作業は、直営班が市街地区の幹線道路や主要な生活道路を、グレーダー、ロータリ、

ショベル、ダンプの各除雪車を用いて民間事業者が堆雪状況を勘案して各受け持ち地区のバス路線、スクールゾーン、見通しの悪い交差点などを各社保有のショベル・ダンプなどの除雪車を用いて実施しています。しかし、この冬のように、強い低気圧による暴風雪が何日も続く状況では、直営班が担っている郊外路線の除雪が難航して、除雪から排雪へと作業がスムーズに移行されないこともあり、民間事業者の協力により対応しています。

このようなことは今後も想定されることから、風雪状況に応じて迅速に対応できるよう十分な検討を加えるとともに、直営班と民間事業者との効果的な役割分担や作業手法について随時協議して、いち早い通行確保に向けた最良の方法に結びつけていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、雪解け水を速やかに排水するために、排水口の氷割りを住民に協力を求める、仮称「氷割条例」を制定してはについてあります。例年 3 月には雪解けが進み、路面にたまった融雪水が大きな水たまりをつくり、車や歩行者の通行を妨げております。ことしはその時期が早まり、2 月からしめつた大雪の後に暖気となることで融雪水が路上にたまり、それが夜間には凍り、車や歩行者の通行に支障を来すなど道路維持に苦慮しているところであります。

このような状況の中、町は天候状況を勘案して排雪作業との調節を図りながら、道路の排水柵を掘り出して水たまりを解消するための作業をしております。また、この作業につきましては、地域の皆さんからも自発的に自宅付近の排水柵を掘り出していただいております。泥はねや転倒防止につながっておりますことに感謝を申し上げる次第であります。

御質問のありました氷割条例の制定についてであります。排水口の氷割りも除雪同様に地域の皆さんの協力がなければ立ち行かないと考えております。今後ますます高齢化が進展していく中で、地域の皆さんの負担が過

度にならず、かつ気象条件の変化に対応しながら円滑に処理ができる方法や道路附帯施設の適切な配置など地域の皆さんの自発的な協力をいただきながら進めていける手法を模索してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、国保病院の事務組織体制について、病院の事務局体制についての質問ですが、病院職員の事務局の役割といたしましては、一般事務はもとより医療請求に係る事務処理や収益の確保と費用節減対策などの経営管理についても担う必要があり、より専門的な業務となっていることから、道内の自治体病院におきましても専門性の高い職種という観点から、専門性が十分に発揮できるよう配慮した人事配置を行っている自治体が多くなっております。このため、病院への人事異動では、病院での在籍期間を長くすることにより、一般事務職であっても医療請求事務や経営管理に関する業務なども含め、専門性が発揮できるよう配慮しているケースや診療報酬制度や医療請求事務に精通している診療情報管理士の有資格者を一般事務職として採用しているケースなど、経営管理を重視し、病院経営のかなめである事務局体制の強化を図る動きとなっています。

このような観点から、本町の国保病院におきましても、今後は年次的に診療報酬制度や医療請求事務に精通している診療情報管理士の有資格者を一般事務職員として採用するなど、病院の経営管理の強化を図っていく考えであります。

次に、病院長の事務局体制に対する考え方があります。

病院の診療体制や事務局体制につきましては、病院の設置者と病院長が一体となって考えていくものであり、病院長の考えは十分承知しているところであります。病院長としても経営基盤を支える事務局体制の強化を図るため、病院への人事配置は在職期間を長くすること、病院採用の職員を育成することにより専門性が発揮できると考えておりますの

で、引き続き病院長と十分連携を図りながら病院職員の適切な人事配置を行いたいと考えてあります。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今回、町長の答弁、いろいろな方が既に私を前にしたら6名の方が一般質問をされておりますが、本当に私の印象としてもまれに御丁寧に答えられているのかなど、そういう印象を今まで捉えている中でありますので、私に対してもそういう心を開いた上で丁寧に思いをお互いに詰めていきたいなと思っておりますので、前もって私のほうからよろしくお願ひしたいと存じます。

さて、道路管理についてであります。答弁書、そのとおりであります。というのは、今までのやってこられたことを答弁として述べられている。ただ、今回、私は今までどおりではなくて、こうやって工夫したらいいのではないかという趣旨に立って質問させていただいているのは、まず気持ちとして受けとめてください。この答弁がまずいとかわいいということではなくて。

それで改めて、多数の人が利用する公共施設で、ちょっと説明も含めて長くなりますが、雪というのは同時に町内一円に降るものだと私も心得ています。そういう意味では、除雪体制と排雪体制というのはちょっと区別しておかなければいけないだろうと。雪が降っている最中も含め、除雪というのは差し当たって町道という路線を最低限でも交通できる状態にしようというのが目的であって、その対応として夜中中走ることもあるでしょう。ただ、私がここで一番聞きたいのは、その町道といいながらも公共施設の出入り口が私にとって重きのあるところでもあります。

除雪の場合、町道、例えば歩道がある中でも8メートルのところもあれば、場所によって3メートル道路もあるかもしれない。でも、道路を確保するという意味で、見た目の道路を通行に支障の来さないようにという思

いでやっている除雪のときに、よく私も耳にすることもありますし、私のところも、「おい、吉住どうなっているのだ」と、半分愚痴、文句、言いたくて来るときもあります。でも、目的が違うと思うのですね。除雪の場合は、先ほど言ったように交通量を通行に支障のないように、とりあえずということで出入り口の雪の間口という意味では、その町道、敷地からいったら自分の宅地の敷地と町道というのは基本的には接しています。だけれども、町道といえども、そして多少民地に雪が除雪のときに入り込んだとしても、その玄関口を預かっている住民に協力を願っているのが私は現状だと見ているのですね。もちろん、年を召された方、体に支障を来している方、いろんな諸般の事情はあると思いますが、それでもそういう一つの流れの中で除雪はこなしてきている。同時に一円に降る雪ですから、目的からいってそれもやむなしと私は思っているところであります。

そういう状況下で、今度、排雪のお話を絡めて申しますと、通常、排雪というのは本当の緊急以外、除雪後に、天候にもよりますが、その後にやる仕事であります。今言ったように、民間の方には置き雪を努力して自分でやってくださいという流れであったとしても、公共施設を預かる管理の仕方とは、私は同じ行政内の人たちですよ。例えば、町道の排雪は仮に建設部としますが、公共施設の管理は、町民から言えば同じ役場の人がやっているでしょうということなのです。町民の目線からいったら。それは、款項目の節があって、その費用ということも後で触れますが、除雪の雪を置き雪したら、町民には努力して自分でやってくださいというのが今の流れでありますし、しよせんできないこともある。しからば、公共施設のときの間口が十分に開いていない。あえて言えば、言いやすいからお尋ねしますが、美幌町、何回ですかね、この大雪のために避難所を設けたのは。私はたまたまその近くを通りかかって、偶然にも避難所はどこですかという人に出くわし

ました。雪が降っていることもありましたが。そういう中で、入り口がわからない。私もバックして、半分、誘導方々、そうしたら雪に引っかかって私の車がいつとき動けない状態になったことも、今回、経験させていただきました。

今回聞いているのは、民間の宅地の出入り口を確保すれということを知っているのではなくて、公共施設の出入り口ぐらい、そこを管理している者が、皆さんの縦割り、横割り組織であったとしても、町民の目線からいえば、どう転んでも行政が行っていることでしようという観点に立った場合、対応をとれないものかと思っているところであります。町民には、自分の出入り口はやってくださいというのであれば、例えば建設部、そこまで手が回らないとするならば、堂々と他の役所の職員に対して、施設を管理している者に対して、施設管理上あなたが管理をしている公共施設の出入り口は気を使っただけませんかと言っても私はいいと思っているところなのです。そういう意味では、今、避難所の話をさせていただきましたが、例えば町民会館、いろいろなイベントがある。偶然、町道に対して出入り口はT字路です。軽自動車なら辛うじて交差できる除雪の車道幅であります。これだって同じことが言えるのではないかと。T字路ですから、ちょっとしぐさで言いますと、この出入り口、間口の雪の積み方によっては、この車だって飛び出さないと左右が、車の通行確認できない。俗には、道路管理上言わせていただければ、すみ切りと言うのですが、目線で言うすみ切りの高さぐらいいま雪をどけてなかったら。そして回るにしてもT字路になっているこっち側の雪、多少どけてやっていなかったら、利用者の事故にもつながるし、出入りに不自由をするのではないかと。例えば、これが民間のホテルであれば、お客さんの出入りは経営という意味でも影響の受けることなのです。これは民間の、例えば旅館業、ホテル業、商店もみんなそうです、町道に、県道に、国道にあった

としてもやるのですね。私は、むしろこれを建設部に聞きたいということではなくて、公共施設を預かっている者として、例えば夏場の話を一例で言わせていただければ、落ち葉が落ちている。もちろん自分の敷地、掃除したり拾ったりするでしょう。でも、外に落ちている出入り口の落ち葉ぐらい掃除するのではないですか。ましてや、春と秋の一斉掃除、消防署のサイレンをお借りして、皆さんで町道側も敷地として清掃しませんかとやっているぐらいなのです。そこら辺は今公共施設を基準にして言わせていただいています。できないものかどうかということ各施設を預かっている管理者から、ちょっと悪いけれどもお聞かせ願いたいなということで、この項目の2回目を終わらせていただきます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 御指摘いただきました、町民会館の利用者に大変御不便をかけているということ。この冬の雪の多さにかこつけるわけではありませんけれども、大変申しわけなく思っております。

それぞれの部署で、担当職員含めてしっかりと対応してまいりたいと、そのように考えておりますので御理解をいただきたい。

○議長（古館繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今、代表して町長が答弁された。もちろん、町長が答弁されるべきでありますけれども。

そこで、もう1点御指摘をさせていただきます。この項目、これで終わりますけれども。

施設を管理している上で、駐車場があります。駐車場の中の雪押し、それは直営か。直営というのはその施設が管理している車両という意味で直営ということは今改めて言わせてもらいますが、やっているときに、それは民間委託であったとして、自分の駐車場をはねたときにちょっと間口、ショベルでちょっとすくってくれないかと言ったら、私、間口の5メートル、10メートルと言ったら5

分もかからないのでできる作業だと思って見ているのですよ。それは何を言いたいか。駐車場の雪よけ、もし車両が来ているのなら、そのついででもできる。これだけは御指摘させていただきます。次に移ります。

直営班の排雪作業方法を具体的に見直してはということであります。答弁もこのとおりでありますけれども、私が申し上げたいのは、回りくどい聞き方で申しわけなかったなと思いましたが、職員は正直言って熱心にそのものはやっています。今回、補正したのが幾らだと思えます。軽く1億円を超えています。補正した金額、専決も含めて。そうしたら、担当する部署だって、この大雪、金額的には何ぼあっても足りない。でも、効率よくやらなければいけないという意識はお持ちだと思いますが、そういう意味で直営班の一例を具体的に言わせていただきます。

民間業者は、例えばある路線のどこかの場所としましょうか。「俺の玄関口、1台でも2台でも投げてください」と言ったら、大型ショベルと大型ダンプを持ってちゃんとこなすのです。仮に路線です。町道という路線。距離的に長さがあり幅がある。私は、直営班のやっている姿を一つ一つ御紹介しますと、この答弁書にあります。ロータリ、これは車両に雪を積む作業のためのロータリが主かなと思っております。その後ろにグレーダー、これは道路に積もった雪をある程度、一定の高さにするための仕事かなと。ショベル、横出しの雪を出すためかなと。これだけ能力のある車両を含めて、一例を言いましたけれども、民間であれば、8メートルもあれば大型ショベル1台で積み込みもできる。集めることもできる。一定の高さまで下げることができる。そういう意味で考えていった場合、ロータリがやるために、例えば誘導員、旗振りという誘導員、目検討で8人や9人、枝道を含めたらいらっしゃる。建設部長、民間が、建設部がいただいた中で各業者がやっているのは、せいぜい旗振りといっても三、四人で、長い距離ではなくて、今言う数字はで

たらめですけれども、せいぜい五、六十メートルの枝線を基準にして、枝道と言ったほうがいいですかね。一つ一つ、一つのブロックとして片づけていくと、長い距離を旗振り一つ見たって半分以下でいいのではないか。ロータリが、逆に使うがために、グレーダーを用意する。ショベルを用意する。勤務としては、確かに職員もグレーダーも張りついているけれども、ロータリが動いている間、極端な言い方をさせていただきますが、稼働していないことも多いのかなと。例えば、排雪に限って言えばです。その場所から雪がなくなるのが肝要であります。たくさんの雪を運び出さなければ、距離数も稼げない。そういう意味では、民間の手法も含めて、どうでしょうか。可能であれば並行した路線で今までの直営班のやり方と、民間のやり方で、費用という意味で1回競争させていただきませんか。長年のやり方が、費用という意味でいいのか。工夫することによって、除雪、排雪費も浮くということが確認できれば、今お聞きしたいのは2点目として、既存のやり方に対して、直営班と民間の並行した路線ぐらいしか言えないのですが、1回費用のかかり方ということ競争させていただけないかということをお尋ねしておきたい。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 何点か質問あったと思いますが、漏れていたなら御指摘をいただきたいと。

せっかく民間の業者の方が来ていただいているので、ちょっと間口もやってもらえたらどうだという話ですけれども、なかなかそういうわけにも、民間の方は民間の方で除雪の受け持ち、あるいは民間の施設の除雪もやっておられるということで、なかなか難しいと、そのように思っております。

それと、直営班の排雪のことですけれども、やはり基本的には安全性でしょうね。安全性の確保をしなければいけないと思っております。

それで、何人も必要だというのは、長い距離をとめる、そういうことも含まって、パーツパーツを分けてやればいいというようなこともあるかもしれませんが、やはり長い距離をとめる、それなりには安全確保の人が必要だと、そのように思っております。

ただ、民間に学ぶところはしっかり学んで、いいところは取り入れるということは、今後についても積極的にやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 道路管理の三つ目、氷割条例を設定したら。

長年、私は町民に、先ほど言ったように、玄関口は自分で努力してくださいという方針とともに、せめて自分の敷地に接している排水溝の口、やっていただけませんかというのも、私は一つの位置づけが必要だという思いで言わせていただきました。今、これは質問にはなりません、一例を言うと、あるところ、行政のお仕事で、その方の家の横といったらいいのかな、排雪した。排雪が終わった途端、排雪作業車はもう来るな、ダンプ来るなという町民がいらっしやったのですよね。私の心境としては、この方、かなり都合のいい方かなと思ったのですけれども、それはそれとして、全てを行政が管理するといったらお金のかかることなのです。ですから、その方にも逆に、先に御協力願うという意味で、町民のすべきことというものが一つあったほうがいいのではないかと。12月もこんな話をさせていただきました。道路に車を置くなら、だめだというのではなくて、最低限のルール、自分の車の場所に旗を立てて除雪車、排雪車のさらなる事故がないように配慮したほうがというような話もさせていただいた一環として、私はついでに、ついでと言ったら怒られるけれども、町民の責務としてきっちりうたった上で、行政がやるべきことはしっかりやっていく。このほうが私はわかりやすいなど。このようなことを言っている

ということで、担当の方は受けとめていただきたい。

次に、国保病院の事務組織体制についてお聞かせ願いたい。

議員仲間は、議員の一般質問の、他の答弁書を一括して閲覧できる立場にある中で、他の議員から、おまえ聞き方おかしい、回りくどい、そういうことを踏まえて、いま一度、国保病院の事務組織体制について1番目の2回目としてお聞きしたいのは、実は、事務長、3月31日定年というのは既に皆さんわかっているところでもあります。

そこで何を聞きたいか。他の町の例を具体的に言わなければ皆さん承知していないというのであれば述べさせていただきますが、ある町は定年退職の事務長のその後のことで、行政側として定年退職ですからおやめになっていただいた。かわりの事務長が配置された。そうしたら、その病院は、軽く半数を超える医者が辞表を出されたというのが報道にもしっかり流れています。

私は今回、これは別の意味で越権行為かな、いやいや、越権行為ではないと自分に強く言い聞かせて聞いているわけですがけれども、今、議員の多くは国保病院、病床を持っている国保病院は守らなければいけないという思いの中で、美幌ではまだ発生はしていませんよ。でも、そういう兼ね合いも含めたときに、他の町ではありますけれども、やはりそのこともどこかで頭に入れておかなければいけない、そう思っているところでもあります。

私は、この人事権を侵すものではありません。ただ、定年退職者がいるという意味合い。次、どういうお考えで事務長を据えるのか。この答弁書を見たら、診療情報管理士を事務長にする要件かなという意味合いでとれる部分もあるし、そうしたら、この資格を持っている人はかなり若い人になってしまうなど。それで、私の聞き方も悪かったのですが、改めてどういう思いで事務長を据えるのかをお聞きしておきたいし、その前に1点ほ

ど、病院の事務体制と聞いていますが、済みません。私の認識が悪ければ教えてください。事務職の方は事務局というふうにお答えになっているから、そこら辺、ちょっと軽く内容があればお教え願いたいなと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） まず、氷割条例のことですけれども、どういう形で氷割条例を求めているのか、ちょっと内容がわかりませんが、まさにおっしゃったことは自治基本条例の骨の部分でありますから、横串を通すようなこの自治基本条例がありますので、それに基づいてしっかり取り組みはできると思っております。

さらには、美幌町はボランティア活動に物すごい意欲ある住民の方々が多い。そんな中で、今現実にやっていますので、条例を制定して何をするのかというのはよくわかりませんが、その必要は今のところないだろうと、そのように思っております。

それから、事務長の後任ですけれども、これは当然退職ですので、しかるべき人を後任にしっかり配置していきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 急な話で、これは議長、私が行き過ぎだったら議長権限でとめてください。

そうであれば、昨年から再任用制度というのが美幌町で採用されている。そういう意味で、再任用といっても受付期間、それに応募した人が仮にいたとした場合、例えば審査期間。その後、審査してもこれが極端な言い方その結果をお知らせする期間もあると思います。あつた上の話ですよ。そう見ていったならば、当然、もしあつただけの話をして、審査期間も含めたら、私は3カ月、4カ月前に受付はもう終わっていて、そういう形もし審査期間があつたとするならば、あつたと

思っているのです。

再任用制度というのは、職員の定数に含まれる任用制度ということも承知しておりますが、はたまた専門職という観点から言えば、別な雇用体制もあると思う。そして、順当からいったら、定年前の職員をもちろん配置するのも体制であります。そこら辺、興味があって1点、お答えできなければできないで構いませんが、再任用制度というもとにおいて、申し込みがあったかなかったか。あったとすれば、そのイエス、ノーも含めて、その答えのイエス、ノーを知りたいという意味ではなくて、返答されているか。よろしければ、権限外のことであればやめておきますが、できましたら許される範囲内でお答えいただければありがたいなと思っています。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 個人的なことですの、お答えはできません。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） それでは、この件の2つ目、病院院長とこういう絡みでお話し合いは、その内容は明かされないのは仕方ないですが、どのぐらいの回数、お話し合いされているかだけお聞きしてやめます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 回数は、ちょっと記憶がございませんけれども、人事のときには協議はしております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 町民の多く、議会議員の多くも含めて、病院を守ろうと。健康、命、守っていくために、その必要性というのは十分認識している中で、きちっとしたこういうことも興味あるところでありますことを再度申し上げて、全体通しての一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、新しい体制に

なって、病院の院長も国保病院の改革へのロードマップもしっかりつくって、それに基づいてより信頼される病院を目指しているということでもありますし、設置者の私も望んでいることでもありますから、病院長とも一体となり、また、それを支える事務局体制もしっかりと、人事含めてしっかりとした対応をとっていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、10番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を2時15分といたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既に通告をしております3点につきまして一般質問をいたします。

その第1は、美幌町の滞納整理原則についてであります。

2点、伺います。

一つは、生活保護受給者への滞納整理についてであります。

生活保護受給者への亡夫、亡くなった夫の滞納金等の取り立てが1年半以上行われております。私は、こういう言い方をするのですが、生計費非課税の原則に反する不適切な請求ではないかと思うのですが、美幌町では広く行われているのでしょうか、伺います。

また、生活保護受給者へ請求する根拠もあわせてお示しいただきたいと思っております。

この2点目は、給与差し押さえ禁止の原則についてであります。

平均月額20万円を下回る給与所得者に対する給与差し押さえ禁止額を超える多額の差し押さえが執行されています。

そこで、給与の差し押さえは、給与差し押さえ禁止額を超えて行ってはならないとされており、美幌町では、私が今回指摘しております事例は通常行われているのでしょうか、伺います。

2点目は、給与差し押さえ禁止額を超える差し押さえ執行は不適切と思いますが、差し押さえする根拠をお示しいただきたいと存じます。

大きな2点目は、介護人材確保対策についてであります。

2点伺います。

一つ目は、介護従事者就業支援補助制度の創設についてであります。

さきの質問者も指摘をしておりましたが、深刻な介護現場の人材不足解消のために、既設の医療従事者就業支援補助に類似する介護従事者就業支援補助制度創設の考え方を伺いたいと思います。

2点目は、介護資格取得支援対策についてであります。

例えば、地元就職条件付の奨学金制度（給付型）あるいは、授業料ゼロの資格取得制度を導入する考えはありますか、伺います。

大きな3点目は、間口除雪対策についてであります。

2点伺います。

間口除雪対策について、これまでの取り組みの検証についてであります。

既に美幌町では、シャッターブレードつき除雪機など、これまでに長期間検証された間口除雪検証結果があるかと思えます。ぜひお示しいただきたいと思えます。

もう1点は、具体的な間口除雪の取り組みについてであります。

北国の冬の暮らしの安心確保のためには、いよいよ早急に市街地の間口除雪を開始すべきではないかと思えますが、見解を伺いたいと存じます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、町の滞納整理原則について、生活保護受給者への滞納整理についてであります。一つ目の生活保護受給者への滞納整理について、個別のケースにおける内容はお答えできませんが、地方税法第9条により、亡くなった方に対する納税義務は相続人に承継されるものであり、相続人に対する請求は特に問題はなく、被相続人に課税された税金は消滅するものではありません。ただし、相続人が生活保護受給者の場合は、生活保護という事情を考慮し、納税相談することとしており、現在の生活を著しく窮迫させるおそれがない場合は、生活保護受給者本人の意思のもと納税していただくことは可能であります。

次に、二つ目の給与差し押さえ禁止の原則について、個別のケースにおける内容はお答えできませんが、給与の差し押さえは給与の支払者が従業員に対して支払うべき給料のうち、国税徴収法第76条に規定する差し押さえ禁止額を控除した金額の支払請求権を差し押さえるものであります。現在、差し押さえ禁止の限度を超えて差し押さえしている事例はありません。

なお、給与が預金口座に振り込まれた場合は預金債権に転嫁し、一般財産になることから、差し押さえ禁止の適用はありません。預貯金の差し押さえは、金融機関が預貯金者等に対して支払うべき預貯金の払い戻し請求権を差し押さえるもので、給与の差し押さえとは異なるものであります。

次に、介護人材確保対策について、一つ目の介護従事者就業支援補助制度の創設についてであります。介護人材の確保に当たっては事業者の意識改革や自主的な取り組みを推進することが重要であるとともに、人材の新規参入の促進と定着を図る必要があります。他の業種に比べて離職率が高いことや平均賃金が低いことなどの課題を踏まえて、参入の促進、資質の向上、環境改善・処遇改善といった視点から、事業者とも連携して国、道、町が役割分担しつつ、それぞれ取り組むことが必要であります。

町の役割としましては、事業者の介護人材確保に向けた取り組みの支援として、介護職員を養成する初任者研修講座などの研修支援を引き続き支援していくとともに、生活支援の担い手をふやしていくための取り組みを行ってまいります。

なお、介護従事者支援制度の創設につきましては、平成26年6月議会においても答弁させていただきましたが、医療従事者就業支援補助金制度に加えた拡充については、厳しい財政状況下において他の業種とバランスをとりながら、制度の実績を踏まえ評価をしながら、あり方などを見極めてまいりたいと考えております。

次に、介護資格取得支援対策についてですが、町としましては、事業者の介護人材確保に向けた取り組みの支援として、介護ヘルパーの短期集中講座や町と社会福祉協議会が後援となり、マナビティーセンターにおいて通常受講料の割引が受けられる介護職員初任者研修講座を開催するなどの支援を行ってきたところであります。

御質問の地元就職条件付奨学金制度（給付型）、授業料ゼロの資格取得制度を導入する考えにつきましては、厳しい財政状況のもと、非常に厳しいと考えておりますが、介護職員養成研修について、季節労働者雇用促進運営協議会が行う資格取得研修制度なども視野に入れ、資格取得研修支援を行ってまいります。

次に、間口除雪対策について、1点目の御質問のこれまでの取り組みの検証についてですが、本町における間口除雪の検証は平成20年度に国のモデル事業として、シャッターつきマルチブレードを装着した機械による実証試験を行いました。この結果では、間口の置き雪は減少するが、その雪が他の位置に堆積される。二つ目に、雪質や積雪量によっては、置き雪の低減効果が実感しにくい。三つ目として、交差点の雪処理効率は向上するが、住宅前の除雪作業時間が増加するなどの状況でありました。

これを踏まえて、町が平成22年度に更新しましたショベル除雪車1台にシャッターつきプラウを取りつけて活用しています。これまでの稼働結果では、一つには、風のある状態で10センチメートル、無風状態で15センチメートルまでの降雪には置き雪を低減することができ、交差点においても雪の抱え量が多く、除雪効率が向上する。二つ目に、住宅地が連続する地域では、シャッター操作をしない場合と比較して倍の作業時間を要する。三つ目として、装置の連続使用が続いた場合、誤作動が発生するなど、ほぼ実証実験同様の状況であり、今後の更新の際には、この結果や装置の完成度などを見極めた上で導入の判断をすることを考えています。

さらに、平成21年度には、国の事業を活用して、民生部、社会福祉協議会などと連携を図り、2自治会の18世帯をモデル地区として、高齢者や身体障がい者世帯の一部を対象に一斉除雪で発生する住宅・車庫の間口置き雪を町の乗用ロータリ車を使った除雪を行いました。この事業に対するアンケート調査では、間口除雪実施に対して、ほぼ全員が、よい、今後も継続してほしいと回答があり、この結果を踏まえて、現在は19自治会の71世帯に拡大して実施しています。

また、関連としまして、小型除雪機無償貸与事業として、町が所有する手押しロータリ除雪機を自治会及びたすけあいチームに貸与し、自力で除雪することができない高齢者世帯等の間口・通路などの除雪を実施していただく取り組みを行っており、現在、13自治会、13たすけあいチームに対して17台の除雪機を貸与して除雪支援の負担軽減を図っております。

2点目の御質問の具体的な取り組みについてであります。

道路除雪における間口の置き雪対策は、一番目の御質問でお答えしたように二つの手法で取り組んでおりますが、現状ではほとんどの世帯の皆さんに自宅敷地での処理について御協力をいただいている状況であります。こ

の問題に対しては、住民の皆さんからの苦情や住民満足度調査の意見でも非常に多く、今後の高齢化社会の進展や気象状況が変化していく中で、かたくて重たい置き雪処理が重要な課題と認識しております。

一斉除雪の際に生じた間口の置き雪を別の除雪車で間口以外の道路脇に堆雪することで、各世帯の除雪作業の負担は軽減されます。しかし、一方では、全町的に間口除雪を展開すると課題も多く、交通量の少ない深夜から早朝にかけての限られた作業時間の中で効率よく作業を進めなくてはならないこと。中でも、最大の課題としては、多額の費用負担であり、単純な試算では初期費用として直営地区分の間口用除雪車3台の購入費2,100万円を要し、毎年の経常的な費用として間口分の除雪費、道路脇の堆雪増による道路狭隘を解消するための排雪費などが年間3億4,000万円にも達するとされて、本町の財政に大きな影響を及ぼすものであります。

快適な生活基盤を整え、住民の皆さんの満足度を高めていくことは行政の重要な役割であります。一方では持続可能で健全な財政運営を進めていかななくてはなりません。間口除雪につきましては、本町のみならず積雪地が共通する課題でありますので、今後も関係機関などへの情報収集を続けながら、財源確保を念頭に置いて検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 再質問をさせていただきます。

最初に、生活保護受給者への滞納の税の支払い請求についてであります。

今回、私は、夫と死別した直後に生活保護を受給したその妻に対して、亡き夫の滞納金の支払いを求められたものであります。その際、滞納処分の停止要件など一切説明はございません。やむなく妻が、月に3,000円の支払いは頑張りますと申し出たのに対して、それでは少ないと、6,000円の支払

いを迫られた結果、今日まで滞納税の支払いが月に6,000円継続しています。私は、これは本人が任意で滞納した税金を納めているとは到底言えないというふうに思っております。

地方税法第15条の7第1項第2号、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫するおそれがあるとき、滞納処分の停止要件が定められています。生活保護の受給は、地方税法、まさにこの第15条の7第1項第2号の滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに該当する。したがって、全国的には滞納処分の執行停止をすることが通例というふうにされています。何としても解せないのは、生活保護受給者への滞納した税の請求に対しては、この滞納処分の停止要件に該当する旨の説明が絶対的に必要で避けられないことだというふうに思うものであります。前提条件が十分に説明された後、本人の自発的意志によって滞納税の納入が行われて初めて自主的納税となるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 税務主幹。

○税務主幹（田中三智雄君） ただいまの御質問の件でありますけれども、生活保護費というのは、まず個人の年齢、あるいは世帯の人数によって決まってくるものであります。例えば、同じ条件であれば同じ生活保護費が支給されることとなります。一方、支出のほうにまいりますと、それは例えば医療費、食料費などありますけれども、食料費でいえば肉を中心に生活する人もいれば、野菜を中心に生活する人もいます。生活に応じて、それぞれ保護費をやりくりして支出していくわけでありまして、その中でやりくりして生活していくわけでありまして、その中でいろいろと支出がある中で、個人個人10人いれば10人の支出があるわけでありまして、その保護費のやりくりの中で、納税のほうをしていただけるのかどうか、保護費のやりくりにおいて納税が可能かどうかということをお願

人に確認しまして、支払いが可能であるということであれば、では、幾ら支払いが可能ですかということまで可能な額を支払っていただいているわけでありませぬ。

執行停止の件に関しましては、執行停止をすることができるということで、そちらは町のほうの判断になろうかと思ひます。生活保護受給者の方におきましては、本人の意思やそれぞれの税務調査に基づきまして執行停止に当たるかどうかを判断することとしております。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 美幌町の見解はお伺いしました。

同じ行政庁として、道の福祉事務所の見解はこのようなものです。生活保護費は最低生活費であつて、税を含む借金、こういう返済に充てることは不適當であるという見解が同じ行政庁の中で出ています。借金返済のために生活保護費という別の税金を充てるということは、これは不適當なのだということは全国的に明らかにされています。しかし、当美幌町では、自主的に納税と言つてはいますが、大体、私も含めて、そういう税は滞納があるから支払つてくれと言われれば、いや、支払いませんよというだけの自信を持った対応というのは、一般の町民はどなたもできないと思ひますね。憲法25条に定める、やっぱり基本の「き」をしっかりと説明されて、それでもやっぱり自分としては借金は返していきたいというときに自主的な納税ということになるのであつて、全く言葉は変わりますけれども、よくドラマなんかでも、殺人を犯した者を逮捕するときに、その殺人犯に対してでも、あなたはこういう権利がありますよということを言うじゃないですか。黙秘の権限もあるし、弁護士をつける権利もあると。その上で逮捕して、初めて不当逮捕とはならないと。まして、通常の生活をしていて、私、この人の状況を聞いたのです。やっぱり、生活保護受給前から旦那さんが入退院を繰り返して、大変な生活だったので多

額の税の滞納が発生しているのだと。やむなく、夫が死亡して、自分も働くことができなくなった段階で生活保護を受給したら3,000円ではだめだと。6,000円払つてくれと。私は、これは明らかに行き過ぎではないかというふうに思ひますが、いかがですか。

○議長（古館繁夫君） 税務主幹。

○税務主幹（田中三智雄君） ただ今の件でありますけれども、例えば窓口に来て、当然、納税相談をしていただくことになりますけれども、その辺は当然、生活保護者ということでもありますので、その辺の状況をよく勘案して、御本人の意思も聞いて、それで私たちは対応しているわけでありまして、当然、納税のほうを強要したりしてはありませぬ。その辺は御理解願ひたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 実は、滞納処分執行停止が3年間継続した場合は、納入義務が消滅するという規定がございます。今回の件で、Aさんとしますか、Aさんが公営住宅の入居を希望しました。町は、税の滞納があるから公営住宅には入れませぬということで、今日まで入居できていません。その結果、民間の住宅を月額3万5,000円で借り受けて、一方で住宅扶助は月額2万4,000円、月に1万1,000円の最低生活費の保護費から支出を余儀なくされています。結局、滞納税の納入を本人がしぶしぶであれ何であれ認めた結果、滞納処分の執行停止がなされないうことで、最低限度の生活費、生活保護費から年間20万4,000円が滞納の税金と家賃の自己負担に費やされた結果となっています。

前段で申し上げましたが、滞納した税があるということで支払いを求められれば、大抵の人は善意で少しでも払うと。その結果、消滅しないのですね。私は、行政の福祉の担当者、税の徴収担当者間の密接な連携が本当に必要なのだというふうに思ひます。この

点の連携は十分に行われてきたのでしょうか。

オホーツク総合振興局のケースワーカーは、安い住宅への転居指導をこの間ずっと行ってきていますが、多分、民間のアパートで寒さも含めて考えたときに2万4,000円で入れる住宅というのは、まずない。あるのは、公営住宅なのです。入居するためには、税が完済されない限り、この人はずっと最低生活費から払い続けていかなければならないというふうになっておりまして、根本的な問題が放置されているというふうに思います。

福祉事務所を持たない美幌町の民生部として、オホーツク総合振興局は民生部には事情は十分伝わっていると、後は美幌町内の行政間の調整ではないですかと、こういうふうに言っているのですが、どのように御判断されますでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 滞納整理についての原則にということで、今いろいろな事例を上げられて御指摘がございました。

大江議員、先ほどからおっしゃって指摘をしておりますように、税というのは自主的に納めてくれるということを前提に、課税と納税の制度が定められているというぐあいに認識してございます。ほとんどの方々は、その中で納期内、あるいは年度内に納税を果たされている。不幸にして、いろいろな諸事情から滞納、未納に至るといったケースもごく一部ございます。そういう中で、私ども常に原則ということで申し上げますと、やはり今、大江議員がいろいろな事態のことを述べられておりましたが、そういうことに至らないことにするというのもまた原則だと認識しておりますので、私どもも差し押さえ、あるいはそういった処分、滞納処分、強制的な処分によって、極めて理不尽な不利益がこうむることは回避をしながらとり進めていくというのでもまた原則のつもりでやっております。

そういう中で、今、具体的な事例でお話あ

りましたけれども、これらにつきましてはまた個別のケースでどういう状況かよくお話を聞かないと何ともお答えしづらい面があるわけですが、一つ、滞納処分停止決議のことで述べられておりました。十分説明責任を果たして、こうですということが、やはり原則ではあります。しかし、一方で、その時点ではそうであったけれども、例えば3年のうちに状況もまた変わるケースもございます。その都度その都度、それぞれの方の生活状況というのは変わってまいります。これは、やはり私どもも状況を捉えて対応に当たらなければ、なかなか納税者、納期内、あるいは年度内に納めている方々との均衡も保てないわけでありまして、また、貴重な財源として税債権の回収にも至らないということもございまして。非常に私どももやる中で、そういうことと表裏ありながら運用していくというのが現状であるかと、このように思っております。

御指摘いただいた点についても、十分納税者の方が本当に担税力があるのかないのか、これはやはり常に私どもも十分聞きながら、そして説明も十分果たしながら、今後取り組んでまいりたいと思っております。

個々のケース、今、御指摘のあったケースにつきましても、ちょっとこれがこうだからこうですということが申し上げられなくて申しわけありませんけれども、基本的な精神はそういうことで取り組んでいっているということで、ぜひ御理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 生活保護の受給は、地方税法第15条の7第1項第2号の滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに該当することは明々白々です。したがって、美幌町としては滞納処分の執行停止をすることが通例と扱いをすべきではないかというふうに思います。

そこで、国の見解をずっと調べてまいりました。総務省自治税務企画課の担当者はこのように言っています。滞納処分を生保に行く

ような状況にあるとき、あるいは窮迫するおそれがあるときは、執行できる条文、地方税法第15条の7になっているので、その趣旨を踏まえてやってほしいと毎年1月末の地方公共団体の担当者会議で繰り返し言っている。注意喚起していると言明しています。それで、これは昨年1月24日、その該当する総務省自治税務局企画課などの発出している地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項です。その中に、やはり明確にあります。

次の事項に留意いただきたいということで、第3、その他で、地方税法では滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に努めていただきたいというふうになっています。それから、滞納の主なもの国民健康保険税と道町民税ですが、ここに北海道保健福祉健康安全局担当課長からの平成25年3月13日付の通知文書があります。生活保護世帯からの国民健康保険税の徴収等についてということで、ここでも被保険者本人の意思に基づき支払うことは可能だが、最低限度の生活を保障するという生活保護制度の趣旨を踏まえると、生活保護受給中は過去の滞納保険料、税の納付により現在の生活を著しく窮迫させるおそれがあることも考えられることから、国保担当部局と生活保護担当部局が密接に連携しながら、地方税法第15条の7第1項に規定する滞納処分の執行停止を検討するなど適切に対処してくださいというふうになっています。私は、この精神に沿って行うべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 今、生活保護受給者の方を例に挙げまして、いろいろと徴収、納税のあり方について御指摘いただきました。

ただいま大江議員が申し上げたことについては、私ども反論する余地ありませんし、そのとおりだという思いであります。

私どももその中で、やはり先ほども申し上げましたけれども、日々刻々状況は変わります。その中で、そのときそのときの担税力がどうなのかということも踏まえながら、そしてそのことでさらに大きな影響を及ぼさないかだとか、これらについても今後十分なお一層留意しながら滞納整理に、あるいは納税の仕事に行くように十分留意をしまいたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 時間が大変短いので、今後の作業を注目していきたいと思えます。また、期待をしております。

次の質問に移ります。給与差し押さえ禁止の原則についてであります。

これは、今年2月10日、美幌町が土谷町長名で行った差し押さえ調書です。預金口座にあった25万1千数百円のうち20万円差し押さえをしているという中身です。最初の答弁では、給与の差し押さえについては国税徴収法第76条に規定する差し押さえ禁止額を超えての差し押さえは美幌町としてはしていないと。これについては当然だと思います。同時に、このように言っています。給与が会社などからひとたび預金口座に振り込まれた場合は、その途端に差し押さえ禁止の適応はなくなり、給与の差し押さえとは異なるのだと、預金債権になるのだと。給与ではないとの答弁で、今、お示しました中身については10日の翌々の日、本人からの給与が差し押さえられたのだということで、私も差し押さえ禁止額を計算した上ではるかに超えているということで、差し押さえ禁止条項に違反するよと担当者に抗議をいたしました。その際の見解は、たとえ給与であってもそれが会社から銀行口座に振り込まれた瞬間に預金債権に変わる。預金債権となれば、差し押さえ禁止限度額を超えて、例えば給与の全額

でも差し押さえが可能だと、こういう見解がありました。

現在、ちょうど1月経過いたしますが、今日に至るも事態の改善はされていません。そこで伺いたいと思います。給与といえども、ひとたび預金口座に振り込まれば、その全額を差し押さえしても問題ではない。これは美幌町の公式見解ですか。また、その際に、最高裁判所の判例であって間違いがないとも言明されておりますが、最高裁判所はいつ出した見解ですか、お示しいただきたいと思ます。

○議長（古館繁夫君） 税務主幹。

○税務主幹（田中三智雄君） ただいまの御質問の件でありますけれども、町長の答弁にもありましたとおり、給与支払者から口座に入れば預金債権ということになります。預金債権となれば、預金の払い戻し請求権を差し押さえるというものになりまして、差し押さえられた預貯金は金融機関から町のほうに支払われることとなります。よって、給与の差し押さえとは全く別個の債権となることから、異なることとなります。したがって、預金口座の差し押さえに関しましては、そこに口座の中にお金があるかどうか、払い戻すべきお金があるかどうかというのを確認して、そこに着目して差し押さえするというのであります。その辺に関しましては、今申しましたとおり預貯金の差し押さえと給与の差し押さえは全く別個の差し押さえとなります。

あと、最高裁の判例の件なのですけれども、平成10年2月10日、最高裁第三小法廷判決ということで、その辺の見解は出ております。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 平成10年2月10日の最高裁判決は、原審は札幌高裁、平成9年5月25日、これを認めるという形であります。今、全国各地で差し押さえ禁止の児童手当であれ、年金であれ、給与であっても、現金で本人に渡されるという例は全くない。必ず本人指定の預金口座に振り込まれる。そ

のことをもって、そのもとの性格が継承されないと。100%でも全然問題がないということについては大問題になって、その後、判決が変わったと私は認識しているのですが、町税の担当ですから当然それは御理解いただいているというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（古館繁夫君） 税務主幹。

○税務主幹（田中三智雄君） ただいまお話ありましたけれども、確かにその辺の判決につきましては、例えば最高裁判決におきましては差し押さえ禁止債権である給与などが振り込まれた預金については、その属性を承継しないという、それが判決の内容になっております。確かに、そのほかの判例においても、例えば実際に承継するという判決も中にはあるのは存じております。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 時間が非常に短い中なので、実は平成10年2月10日の最高裁判決に対して、これは全く単なる事例の判決だという見解が出ています。平成25年11月27日、広島高等裁判所松江支部、これは確定をいたしました。ここでは、平成10年2月10日の判例そのものも一切引用されていないのですね。そして、これは差し押さえ禁止債権である児童手当が口座に振り込まれて、それが明らかに差し押さえする側が児童手当と認識して差し押さえしているということについて、正しくありませんと。乱用すれば処罰されますということで、これは行政庁もそれから法曹界も含めて新しい判決が確定したという画期的な内容となっています。

結局、私も口座を見せていただきましたが、この方の口座の中でその他の収入は一切なくて、給与だけが払い込まれているのです。調べれば一目瞭然なのです。そのことをわかっていて、いつ振り込まれるか。振り込まれたその瞬間に差し押さえしているわけです。こういうことを広島高裁では、行政庁は認識してやっているということは、それは差し押さえ禁止条項をしっかりと守る必要があ

りますというふうになっているわけです。

あわせて、この間の国会における第171国会の国税庁徴収部長、国税庁では、滞納整理に当たっては、滞納者の個々の実情を十分に把握した上で、その実情に即しつつ法令等の規定に基づき適切に対応すること。また、滞納者の生活の維持、または事業の継続に与える影響の少ない財産であることなどを勘案して、差し押さえ財産を選択することにつきまして、あらゆる機会を通じて周知徹底を図っていると。地方自治体にかかわらず、当時の佐藤総務大臣の見解、差し押さえを含む滞納処分については、地方税においても基本的に国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされておりまして、滞納者の実情を十分把握すべきである。そうした配慮をすべきであるというのは、地方税も全く同じだと思います。自治税務局長も全く同じ見解で、当時の与謝野大臣も全く同じ見解。このころから、まだ判決は出ておりませんが、そのようにされています。

それで、判例が出たか出ないかはもちろん物すごい重要なことなのですが、基準に従って美幌町は仕事をされているというふうに思いますが、給与の差し押さえ禁止で国税徴収基本通達、出されています。76条の11、これを御照会いただけませんか。

○議長（古舘繁夫君） 税務主幹。

○税務主幹（田中三智雄君） 今お話しがありました国税徴収基本通達、第76条の11の内容でございます。

法第76条第2項の給料等に基づき支払いを受けた金銭には、支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預金債権は含まれないが、その差し押さえにより生活の維持を困難にするおそれがある金額については差し押さえを猶予し、または解除することはできるということで示されています。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 預金債権に変わっても、差し押さえ禁止額についてはこの中身で対応せよとなっているのではないですか。何が

100%とか、差し押さえ可能なのですか。既に私、幾つかの国税の担当に聞きました。国税ではやっているのかと。一切やっておりますということ。ちなみに、表向きは、この方は独身ですが、離婚した家庭に実子3人おられて養育費を月10万円払っているのです。そうすると、民法の規定も含めて言えば、合計20万円は最低差し押さえ禁止額になるなというふうに思います。ちなみに、総合振興局に聞きました。口座に振り込まれた生活費がほとんど差し押さえられて、子どもも含めて、実子も含めて生活ができない。このような場合に、セーフティーネットとしての生活保護は受給できるかと。できません。これが見解です。そうしたら、憲法25条で、国民に対して国は保障している最低限度の生活、これは美幌町は関係ないとなるのですか。どうやって暮らせというのですか。給与差し押さえ禁止って明文の規定があつて、しかも給与とはならないけれども実態を調査して、そのことによって窮迫するおそれがあるときは差し押さえはしないという縦横の網の目が張られているのに、お構いなく美幌町としては取り立てるというふうになったら、昔はトラより恐ろしいのは税金の取り立てだと言われますけれども、美幌町はそういうふうになっているとすれば私は大変だと思いますが、このように預金口座に一旦振り込まれてしまえば、限度もなく差し押さえしている。あるいはするということでやっているのであれば、私は議会にその中身を報告していただきたいと思います。とても生活できないと思いますよ。これは許されないというふうに思うのですが、憲法99条は公務員に対して憲法を尊重し遵守する義務を課しているわけですよ。町民の命や暮らしについては関係なく滞納処分するのだということであれば、これは大変な事態が発生していると私は思うので、多分、この件だけではないのだと思うのです。ちなみに、何件かはともかくとして、この方針で滞納処分を行っているということは事実ですか、伺います。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） まず、そういう見解の中で、無条件で実質的に給与で口座に振り込まれたものを片っ端から押さえているかというような雰囲気のお尋ねでありましたけれども、私どもこれは最終段階で講じなければならない措置ということで取り組んでいるところであります。したがって、こういったケース、過去にもないわけではありませんが、こういうケースが多いかという、決してそんなことはありません。ごくごく一部のケースであります。

そしてまた、先ほど来お答えしておりますように、憲法あるいは他の法律に制限される、あるいは違法になるようなことは現に慎重ながら取り組んでいくというのが大原則でありますので、そういう意味では大江議員が先ほど来御指摘している点について、私ども沿った中でやっているつもりではあります。しかし、現実にそういうケースであるということでもありますから、このことについては状況を個別に対応しなければ、検証しなければならないという思いを今しているところでもありますけれども、いずれにしても私ども、納期限内に納めている方、あるいは年度内に納めている方、不幸にして年度を過ぎて、それがまた何年か続くという方もまれにございます。そういう方に、それぞれ個別に対応して生活実態、あるいは財産の状況、債権、債務も含めて、家族構成も含めて対応、担税力あるかないかも含めて、あるいは納税に対しての意思があるかないかも含めて、その都度判断をしていくというのが建前でございますので、生活が損なわれるからばさっと、例えば言葉が悪いですけども強制処分だとか、そういうことはやっているつもりございませんので、ぜひその点は御理解いただきたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） あと2分30秒しかありませんので。

まだ申し上げたいことも確認したいことも

あります。一般質問という制約された中では十分ではないというふうに思いますので、機会を捉えて正していきたいというふうに思いますが、もう10年来、国の方針ががらっと変わっているということは、歴代大蔵大臣の答弁も変わっていません。この点では、個別の事案をしっかりと捉えて、そして間違いのないようにやっていくと。平成10年の最高裁の判例を金科玉条にしてやる時代では全くないということは申し上げたいと思います。

それで、あと1分半しかないのです。実は、間口除雪は今回相当行く先々で叱られている問題で、しかし、美幌町としても検証試験をやっているということをもまず明らかにして、全町民的な議論をしなければいけない話だろうと。費用は相当かかる。ではどうするのかということでもあります。私は、民間のお力もかりながら、何らかの間口除雪の補助制度なんかも必要ではないかという思いをしています。重機、あるいは小型除雪機を近所で持っておられるという方たちの力もかりて、網の目をつくる可能性がないかというようなことも考えているところで、そういう意味で最初の質問を申し上げました。

残る時間で大変恐縮ですが、間口除雪への思いを町長お示しいただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど来、税の強制執行のことでありますけれども、担当もそうですし私も5年間、徴収部門を担当させていただきました。その中でやってきたことは、やはり個々の事情に応じていろいろな対応ができるわけですから、いろいろな面接をしながらやるということを基本に担当職員も苦労してやっていると思います。そういった御理解もいただきたいなと思います。

また、間口除雪については、農村部は委託をして農村部に任せて、極力その間口を含めて細やかな除雪をしようということで、引き続き努力をしていきたいと、そのように思っています。そんな中で、機械による見直しも、現有機械のトラックでVプラウでやるこ

と自体がどうなのかということも含めて、先日、道新に出ていましたけれども、北海道が安く売り払うという除雪機を含めて、私は今、手を挙げていますので、そういったことも含めて、機械の見直しによって間口除雪がうまくできるのであればそうしたいという思いを持っております。全町まで広げるのはもうちょっと時間がかかると思いますがけれども、徐々にでも進めてまいりたいと、そんな考え方でおります。

○議長（古館繁夫君） 以上で、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議案第12号から
議案第42号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 議案第12号美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定についてから議案第42号平成27年度美幌町病院事業会計予算についてまでの31件を議題とします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明をお願いいたします。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それではまず、議案の212ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第12号美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町自治基本条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の8ページをお開きいただきたいと思ひます。

資料8、議案第12号関係、条例名、美幌町自治基本条例の一部を改正する条例。

制定目的であります、総合計画の基本構想につきましては、従来、地方自治法第2条第4項において、議会の議決を経て策定することが義務づけられておりました。しかし、平成23年5月公布の地方自治法の一部を改正する法律によりまして、地方分権改革による法律上での策定義務の議決を経るか否かというのは、市町村の独自の判断に委ねることになりました。

そうになりましたけれども、総合計画の基本構想につきましては、美幌町の将来における基本的方向を明らかにして、各種の具体的な計画の全てにおいて基本となるものであることから、このような基本構想の位置づけと町全体の総意として策定することの重要性を鑑

み、また、美幌町自治推進委員会の答申を尊重した上で、基本構想については、議会の議決を必要とし、美幌町自治基本条例第36条（総合計画）に議決事項の条文を追加しようとするものでございます。

制定内容につきましては、条例第36条第2項に次の条文を加えるということで、第2項に、「行政は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとする。」というものを追加しようとするものでございます。

施行日については、平成27年4月1日でございます。

なお、参考資料の9ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思ひます。

次に、議案に戻っていただきまして、213ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第13号美幌町行政手続条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の10ページをお開きいただきたいと思ひます。

資料9、議案第13号関係、条例名、美幌町行政手続条例の一部を改正する条例。

制定目的でございますが、行政処分及び行政指導に関して、国民の権利利益の保護の充実のため、平成26年6月に行政手続法が改正され、主な内容は、まず一つ、行政指導の方式の充実、二つ目、是正措置等の行政指導を受けた相手方がその中止等を求めることができる制度の創設、3点目に、法令違反の事実等を知ったときに、誰でも行政機関に対して是正措置等の行政処分、行政指導を求めることができる制度の創設であります。

これを受けまして、美幌町行政手続条例につきましても、上記改正の趣旨にのっとり、同様の改正をしようとするものでございます。

制定内容につきましては、まず一つ目とし

て、行政指導の方式ということで、行政指導をするときには、許認可等の権限や規制権限を示す場合は、その処分権限の根拠を示すべきことが義務化されました。

二つ目、行政指導の中止等の求めということで、法令違反があるとして行政指導を受けた相手方が、この行政指導は事実誤認や著しい評価の誤りによるものだというふうに思ったときには、行政指導をした行政機関に対して、行政指導の中止その他必要な措置を講じるよう申し出ることができるというものでございます。また、必要な調査の実施と、行政指導の誤りがあれば、その中止等を講ずるべきことを義務づけたものでございます。

3点目、行政指導又は行政処分の求めということで、法令違反の事実を知る一般人が規制権限のある行政機関に対しまして、行政指導や行政処分をするよう通報することができるものと、調査の実施あるいは処分等の必要性を認められれば、その実施を義務づけたものでございます。

4点目は、文言整理ということで、文言の整理をしようとするものでございます。

以下、その他といたしましては、措置を適正に講じることを法令上義務づけ、また、従来の請願、陳情、苦情申し出などの手続とは異なるものでございまして、そのほかは従来の制度と今後も並存するものでございます。

根拠法令につきましては、行政手続法、施行日は平成27年4月1日でございます。

なお、11ページから17ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、議案に戻っていただきまして、議案の217ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号美幌町法令遵守の推進に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

美幌町法令遵守の推進に関する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては参考資料で御説明申し上

げますので、参考資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

資料10、議案第14号関係、条例名、美幌町法令遵守の推進に関する条例。

制定目的であります。この条例は、地方行政を担う自治体における法令の遵守、倫理の保持等について組織的に取り組む体制を整備する必要があるという全国的な動向を受けまして、行政運営における法令の遵守について定める美幌町自治基本条例第43条の規定を具体化する条例として制定するものであります。

条例は、法令遵守を確保する具体的な手段として、三つの制度及び原理原則の整備及び確認を柱としております。

一つは、行政運営の違法行為に対する公益通報（内部告発）制度の整備、二つ目は、外部からの不当要求行為に対する体制の整備、三つ目は、関係法令に基づく職員等の倫理原則の確認であります。

制定内容につきましては、まず1点目は、総則、職員の倫理原則等ということで、一つ目、条例の目的、用語の定義、二つ目、職員の倫理原則、町の執行機関の責務、三つ目、法令遵守審査会（外部委員会）の設置、外部人材を附属機関の委員として活用する組織を定めるもので、通報・調査等を担う相談調査員の二重構造としております。

大きく二つ目、公益通報制度（職員等からの内部告発）であります。1点目、公益通報の方法、事前相談の規定、二つ目、公益通報事実の調査、三つ目、審査会の審査及び是正勧告等の規定、四つ目、町の執行機関による是正措置等の規定、五つ目、公益通報者等の保護の規定。

大きく三つ目は、不当要求行為に対する措置ということで、外部からの違法行為への対策であります。1点目は、要望、提案等に対する基本原則の規定、二つ目、不当要求行為に対する措置等の規定、三つ目、不当要求行為にかかわる職員等の保護に関する規定であります。

大きな四つ目として、その他ということで、一つは、運用状況の公表に関する規定、二つ目は、規則への委任規定、三つ目には、関係条例の改正規定でございます。

根拠法令等につきましては、美幌町自治基本条例第43条、地方自治法、地方公務員法、公益通報者保護法などがございます。

施行日は、平成27年6月1日でございます。

次に、議案に戻っていただきまして、議案の226ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第15号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の19ページをお開きいただきたいと思っております。

資料11、議案第15号関係、条例名、美幌町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

改正目的でありますけれども、平成26年度人事院勧告による給与制度の総合的見直しに伴う等の条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、まず1点目の給料であります。給与制度の総合的見直しに係る人事院勧告に基づき、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するため、給料表水準を平均2%引き下げるものでございます。

なお、55歳を超えて6級の給料表が適用される職員につきましては、給料の減額措置、1.5%の減額をしておりますが、この期間を平成30年3月31日まで延期するものでございます。

二つ目、昇給制度の見直し。

55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の昇給を2号俸とするものでございます。

三つ目、経過措置。

改定後の給料月額が、切りかえ日、平成27年4月1日の前日において受けていた給料月額に達しない場合は、平成30年3月31日までの間、差額を支給するというものでございます。

4点目、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務でございます。

小学校入学前の子を養育する職員や学童保育を行う施設にその子を出迎えるために赴く職員が請求した場合に、公務に支障がある場合を除き、1日の勤務時間7時間45分を交えることなく、始業・終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げて勤務することができるものでございます。

また、要介護者を介護する職員についてもこの規定を準用するものでございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日でございます。

なお、20ページから38ページに給料表比較表及び条例の新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思っております。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案の238ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第16号美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては参考資料でご説明いたしますので、参考資料の39ページをお開きいただきたいと思っております。

資料12、議案第16号関係、美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

改正目的であります。職員等の赴任に伴う住所または居所の移転について、路程等に応じ定額を支給する移転料を、国家公務員に準じて実態に合った額で支給できるよう改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、1点目、移転を行う場合にその費用を賄うものとして支給されている移転料について、国家公務員等の旅費に関する法律に倣った金額を支給できるよう改正するものでございます。

また、町長、副町長、教育長、病院長の支給額を職員の支給額に統一するものでございます。

路程ごとの移転料の現行及び改定後の額につきましては、下欄にある表のとおりでございます。

2点目、引用条項、字句の整理を行おうとするものでございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日でございます。

なお、40ページから41ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

議案に戻っていただきまして、議案の239ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の42、43ページをお開きいただきたいと思います。

資料13、議案第17号関係、条例名、美幌町税条例の一部を改正する条例。

制定目的であります。地方税法の一部改正に伴いまして、所要の税条例の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でありますけれども、まずは大きく1点目、個人町民税であります。

その一つ目、現行制度では、他の市町村へ転出した場合は、公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収に切りかえることとなっておりますけれども、特別徴収を継続できるよう規定の整備を行おうとするものでございます。

また、年金支給の際に徴収される個人町民税額を平準化させるために、公的年金からの

特別徴収における仮徴収額の算定方法が見直されることにより、所要の規定の整備を行おうということで、下記の表に記載のとおり、前期に徴収する——前期というのは4月、6月、8月であります。前期に徴収する仮徴収税額の算出に当たって、上段に現行ということで書いてありますが、現行では、前年度の後期に徴収した本徴収総額の3分の1としていたものを、平準化を図るために前年度の年税額の60分の1に改正をしようとするものでございます。

施行は、平成28年10月1日でございます。

二つ目、公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税が一体化されることにより、個人投資家が課税方法に左右されずに金融商品を選択できるよう、個人町民税の課税方法が改正されるに伴う所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

公社債等では利子及び譲渡損益、上場株式等では配当と譲渡損益がございまして、それぞれ現行に記載のとおり課税方式が異なっております。現行は異なっておりますが、これを改正後は、記載のとおり、申告分離課税5%で損益通算も可能ということに一体化をするものでございます。

施行は、平成29年1月1日でございます。

次に、43ページをお開きいただきたいと思います。

その他ということで、一つ目は、地方税法の改正に伴う引用条項、字句の整理及び削除を行うもの。二つ目は、先ほど御説明いたしました金融所得課税の一体化により、個人町民税の課税方式が改正されることに伴いまして、国民健康保険税の課税対象所得の範囲を整理しようとするものでございます。

根拠法令につきましては、地方税法でございます。

なお、参考資料の44ページから52ページに新旧対照表を添付しておりますので、御

参考にしていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（西 俊男君） 議案の243ページをお開きください。

議案第18号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを説明申し上げます。

美幌町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

記以下につきましては参考資料で御説明しますので、参考資料の53ページをお開きください。

資料14、議案第18号関係、条例名、美幌町手数料徴収条例であります。

改正の目的としては、法律の改正等に伴い条例の一部を改正するものです。

改正内容について、一つ目ですけれども、農地に関する情報提供の一環として、農地台帳に記載された事項を公表することとして改正されたもので、改正項目の美幌町手数料徴収条例の別表の21、農業委員会が発する諸証明等として、農地台帳記録事項要約書の交付について、一筆につき400円を追加改正するものです。

根拠法令等は農地法、施行日は平成27年4月1日です。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 続きまして、改正内容の二つ目、長期優良住宅の認定に係る手数料について御説明申し上げます。

別表の34項であります。

これまで、長期優良住宅の認定に際し、登録住宅性能評価機関の適合証の交付を受けていない住宅と受けた住宅の手数料を規定しておりましたが、平成26年8月に国からの要請があり、平成12年4月に施行された住宅の品質確保の促進に関する法律による住宅性能評価書の交付を受けた住宅についても認定事務を行うため、それに伴う手数料徴収の

ため改正するものであります。

手数料の額につきましては、記載の表のとおり、住宅の戸数が1戸の場合は1棟につき2万1,300円、2戸以上の場合は1棟につき6万7,700円であります。

施行期日は平成27年4月1日でありませぬ。

次に、一つ飛んで、4、建築基準法の改正に伴う別表の改正であります。

別表の31項の建築確認・計画通知及び完了検査申請・完了通知手数料及び34項の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料関係についてであります。

一定規模以上の建築物については、建築主事が確認処分の際し、第三者の構造計算適合性判定機関の判定通知を受けなければ、確認済み証の交付ができないこととなっております。

これまでの手続の流れにつきまして、建築主事が確認申請の受け付けの際に構造計算適合性判定機関への申請手数料を申請者より歳入で徴収し、委託する構造計算適合性判定機関へ歳出で納付する形でありましたが、平成26年6月4日交付の改正建築基準法により、申請者みずからが構造計算適合性判定機関へ直接依頼して手数料を納付し、町への確認申請を行うこととなることから、町手数料条例第31項備考2に記載の手数料を、建築基準法の一部改正が施行となる平成27年6月1日より削除するものであります。

また、この構造計算適合性判定手数料に関する一部削除に連動し、長期優良住宅認定手数料についても備考2の一部を削除するものであります。

この部分の施行期日は、平成27年6月1日であります。

根拠法令は、建築基準法であります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 同じく、改正内容の3項目目でございます。

法律名の改正に伴う別表の改正ですけれど

も、別表中の23項、根拠法令であります鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改正されましたので、改正を行うものでございます。

金額等についての改正はございません。

施行日につきましては、改正後の法律施行日と同じ平成27年5月29日でございます。

1から4までの根拠法令につきましては、農地法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、建築基準法であります。

以上、御説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会します。

御苦労さまでした。

午後 3時55分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員